

令和4年第4回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

令和4年12月13日(火曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第61号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算(第12号)について
- 第4 議案第62号 令和4年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第5 議案第63号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第65号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第66号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第68号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第69号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第70号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第13 議案第71号 財産の処分について
- 第15 認定第1号 令和3年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第2号 令和3年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第3号 令和3年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第4号 令和3年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第5号 令和3年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第6号 令和3年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第14 一般質問

○出席議員（10名）

1番	余 湖 龍 三 君	2番	西 森 信 夫 君
3番	山 田 日出夫 君	4番	仁 木 義 人 君
5番	西 山 由美子 君	6番	須 河 徹 君
7番	泉 愉 美 君	8番	谷 口 武 彦 君
9番	工 藤 弘 喜 君	10番	河 端 芳 惠 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総務課長補佐	山 田 英 知 君
企画財政課業務監	本 庄 朋 美 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福祉保健課長	今 田 朝 幸 君
福祉保健課長補佐	関 口 好 子 君
農林商工課長	大 里 孝 生 君
建設課長	荒 沢 直 樹 君
建設課業務監	河 端 健 君
上下水道課長	森 田 繁 光 君
会計管理者	渡 辺 克 人 君
教育委員会教育長	林 秀 貴 君
管理課長・子ども未来課長	高 橋 治 君
子ども未来課長補佐	ト 部 恵 司 君
社会教育課長・図書館長	山 田 洋 通 君
農業委員会事務局長	今 田 和 則 君
農業委員会会長	細 川 孝 雄 君
監査委員	平 塚 晴 康 君
選挙管理委員会委員長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石 岡 宏 造 君
議会事務局係長	小 林 央 君

◎開会の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和4年第4回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

なお、総務課硯見課長、企画財政課篠田課長から今定例会中、企画財政課本庄業務監から1日目午後と2日目に欠席する旨の報告がありました。また、総務課長に代わりまして山田総務課長補佐が1日目午前中と3日目に出席いたします。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

なお、マスク着用、手指消毒など、新型コロナウイルス感染症対策を実施し、本定例会を進めてまいりたいと思いますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（石岡宏造君） それでは、ご説明申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております議件につきましては、議案が11件、その他、認定が6件、請願が1件、報告が1件でございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、8番、谷口武彦君、9番、工藤弘喜君、10番、河端芳恵君、1番、余湖龍三君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定しました。

◎町長挨拶

○議長（須河 徹君） ここで本定例会の招集にあたり菊池町長からご挨拶がございますので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

令和4年度も残りわずかになりました。この1年は3年前から新型コロナウイルスの感染が拡大をみせ、今なお、今日の説明員の中でも出席できない状況が出ていますし、こども園などは3歳児が学年閉鎖という状況が続いていることでございますし、高齢者福祉施設も大勢の方が感染拡大の中でコロナに感染しているという状況でございます。こういった状況は何かしなきゃならないとワクチン接種なども懸命に福祉保健課を中心としながら続けているところでございますが、大変危惧している状況でございます。

さらにまた、今年は6月、7月、8月と3回にわたって局地的な集中豪雨が私どもの町、訓子府町は狙われているような感じの災害が発生したところでございます。関連して降ひょう被害が当初は900haほどの農作物の被害が出ているということで大変な出来秋を迎えることになるのではないかなと危惧しておりますけれども、思ったよりは少ないとはいいながら、やはりその爪痕は、いまなお非常に厳しいものがありまして、国や北海道、そしてまた、本区域の国会議員などにも要請活動をこの夏から秋にかけて懸命に続けてきて、今、盛んに復旧工事が今、進められているところでございます。

さらにまた、本年2月にはロシアによるウクライナ侵攻とともに、円安や物価高騰がわが国の経済に多大なる影響を与えているということもご存じのとおりでございますけれども、とりわけ、一般質問にも出てきていますけれども、農業に対する影響、さらにまた、その中でも酪農、畜産の深刻な状況が私どものところにも届いておりますし、今、数々の手を打っているとはいえながらも農業の飼料、肥料の高騰は、そのような支援策ではままならないという状況でございます。道も国も懸命にこの状況を克服するために7,500円プラス、農協と自治体が残る2,500円を足して1万円の補助をする。さらにまた訓子府町は、先の臨時議会で5千円の追加補正をし、1頭当たり1万5千円。それに馬、にわとり等も含めて、金額こそ違いますが、懸命な支援を議決をさせていただいたところでございます。今、道議会で提案されておりますけれども、北海道としても、こうした状況に危惧をして6,800円の補助を年度内に支給するということを明らかにしておりますので、何としても酪農家に対する影響を最小限にとどめなければならない。とはいいながら、もう既に、これが原因かどうか別ですけれども、酪農業を廃業するという事態が1件、2件と出てきている状況でございますので、町長としても大変な危惧をしておりますし、この年末を迎える町民の皆さまの大変な状況に何とか頑張っていかなければならないと思えてなりません。

長々と申しましたけれども、それでは、本定例議会に提案しております議案などの概要を申し述べまして、ご理解賜りたいと存じます。

まず、一般会計の補正では、総務費の各種基金積立金において、寄付による基金の積立金を550万円追加。地方交通対策事業では、高齢者ハイヤー利用サービス業務の利用増による委託料298万円の増加。

民生費では、高齢者福祉一般事業で養護老人ホームの新規入所者決定に伴う扶助費 1 3 2 万 2 千円の追加、子育て支援事業では、北見の保育施設への広域入所者 1 名による負担金 1 0 3 万 2 千円の追加。

そのほか、各種給付金事業における補助金額確定による国庫支出金返還額について、合わせて 1 8 7 万 8 千円の追加をしております。

農業費では、農業経営確立事業の新規就農者等支援助成金で支給対象者の確定によりまして、就農祝い金を 6 0 万円の追加。

農地災害復旧助成事業補助金では、概算事業費の確定により 1 千万円の追加。

スマート農業導入支援事業では、農薬散布用ドローン購入に対する補助金として 8 4 万 8 千円追加。

環境保全型農業直接支払交付金事業では、対象団体の決定による交付金額の確定により 3 1 6 万 9 千円の計上。

教育費では、学校、公民館、スポーツセンター、温水プール、給食センター等の原油、電気料等の値上がりに伴う需用費の増額等と合わせて物価高騰に伴う保護者負担軽減措置に伴い給食食材費 5 2 万円の追加。

以上、一般会計総額で 4, 8 7 2 万 8 千円の追加補正を提案させていただいております。

国民健康保険特別会計では、システム改修や返還金 6 5 1 万 4 千円の追加補正を提案させていただいております。

次に、条例の改正についてでございます。

地方公務員法の改正に伴い、定年年齢が 6 5 歳となることから、町職員の定年年齢も同様の改正を行うよう職員の定年等に関する条例の一部改正をはじめとする関連条例 8 本の改正等を提案させていただいております。

次に、町有林の生産素材販売にかかる財産の処分について提案をさせていただいております。

以上、議案 1 1 件の提案をさせていただいておりますが、議案の詳細につきましては、各担当課長から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます、本定例会招集のご挨拶とさせていただきます。

◎議案第 6 1 号、議案第 6 2 号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第 3、議案第 6 1 号、日程第 4、議案第 6 2 号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第 6 1 号 令和 4 年度訓子府町一般会計補正予算（第 1 2 号）についての提案理由の説明を求めます。議案書 1 ページです。

企画財政課業務監。

○企画財政課業務監（本庄朋美君） 議案第 6 1 号の説明になります。

議案書の 1 ページをお開きください。

それでは、議案第 6 1 号 令和 4 年度訓子府町一般会計補正予算（第 1 2 号）について提案説明をいたします。

令和 4 年度訓子府町一般会計補正予算（第 1 2 号）については、次に定めるものとし、

第1条では、歳入歳出それぞれ4,872万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ54億1,164万5千円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次の2ページにあります第1表歳入歳出予算補正によることを規定しているもので、これにつきましては、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、後ほど4ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

第2条は、債務負担行為の補正について定めております。

3ページの第2表の債務負担行為補正ですが、これにつきましては、11ページに債務負担行為に関する調書がございますので、こちらで説明をしたいと思います。11ページになります。

事業名、小学校遊具整備事業（居武士小学校鉄棒更新）、限度額につきましては110万円です。期間は、令和4年度から令和5年度の2年間で、財源は全て一般財源です。

追加の理由ですが、鉄材の高騰や資材調達に時間を要するため、令和5年度春に間に合うよう今年度内の契約等を要するためです。

続きまして、事項別明細書になります。まず7ページの歳出の方から先に説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

2款、1項、1目、一般管理費の事業区分、各種基金積立金の積立金では、寄付に伴うものですが、社会資本整備基金積立金は、北成・久島・丸建特定建設工事共同事業企業体および柴田喜八氏と合わせまして400万円、地域活性化基金積立金では、税理士法人日本会計グループから150万円の寄付があったことから、それぞれ寄付者の意向に沿って基金の積み立てをするもので、合わせまして550万円を追加。

8目、企画費の事業区分、地方交通対策事業では、高齢者ハイヤー利用サービス業務で、前年度までコロナ禍で外出を控える傾向などが影響し利用が低調でしたが、今年度については、コロナ前の水準に徐々に戻ってきていることから、委託料298万8千円の追加。

中段の表の3款、1項、2目、高齢者福祉費の事業区分、高齢者福祉一般事業では、養護老人ホームに新規入所者1名の措置が決定されたことから、扶助費132万2千円を追加。

一番下の表の3款、2項、1目、児童福祉総務費の事業区分、子育て支援事業の負担金、補助及び交付金では、児童1名が北見の保育施設へ広域入所することになり負担金が生じるため、広域入所負担金103万2千円を追加。

次のページの事業区分、子育て世帯生活支援特別給付金事業、その下の事業区分、子育て世帯臨時特別給付金事業および3目、児童措置費の事業区分、児童手当支給事業のそれぞれ償還金、利子及び割引料の国庫支出金等返還金は、令和3年度分の補助金額の確定により返還金が生じたことによるものですが、子育て世帯生活支援特別給付金事業が151万2千円の計上、子育て世帯臨時特別給付金事業が35万円の追加、児童手当支給事業は1万6千円の追加となっております。

その下の表の6款、1項、3目、農業振興費の事業区分、農業経営確立事業の負担金、補助及び交付金の新規就農者等支援助成金では、町内在住の農業者の親族などで農業経営の担い手となるため150日以上従事した者につき、1人につき20万円の祝い金を交付

するもので、3経営体に交付するため60万円を追加。

農地災害復旧助成事業補助金では、6月18日以降の集中豪雨の影響により被害を受けた被災農地等ののり面や表土の復旧工事等にかかる補助で当該事業補助金の概算事業費が確定したことから1千万円の追加。

事業区分、スマート農業導入支援事業の負担金、補助及び交付金では、ポストコロナを見据え、生産性向上に資するスマート技術の全国展開に向けて、農業者が行うスマート機械等の共同購入・共同利用・生産条件に合わせた機械のカスタマイズの取り組みなどを推進することを目的とした事業で、スマート農業機械である農薬散布用ドローン1台を共同購入する1事業主体に補助することから84万8千円を計上。

次のページの事業区分、環境保全型農業直接支払交付金事業の負担金、補助及び交付金の環境保全型農業直接支払交付金では、自然環境の保全に資する農業生産活動に取り組む団体等に交付する交付金で、1団体の取り組みが確定したことから316万9千円の計上。

7目、牧場費の事業区分、牧場管理運営事業の備品購入費では、モアコンディショナーの老朽化により更新が必要になったことから、牧場作業機械630万円の計上。

中段の表の10款、2項、1目、学校管理費の事業区分、学校維持管理事業の需用費では、電気料金の値上がりにより予算に不足が見込まれることから、光熱水費860万5千円の追加。

一番下の表の10款、5項、2目、公民館費の事業区分、公民館維持管理事業の需用費も電気料金の値上がりに伴い光熱水費214万6千円を追加。

役務費では、地下タンク漏洩検査・清掃およびエアコンやカーテッククリーニング料金などの値上がりに伴い、手数料19万円の追加。

次のページの2目、体育施設費の事業区分、スポーツセンター維持管理事業の需用費の燃料費では、灯油価格の上昇に伴い20万9千円の追加。

光熱水費では、電気料金の値上がりに伴い252万1千円の追加。

事業区分、温水プール維持管理事業の需用費では、燃料費、重油価格の上昇に伴い90万円の追加。

3目、給食センター費の事業区分、給食センター運営事業の需用費の賄材料費では、コロナ禍において物価高騰に伴う給食食材費の不足を町が支援することで保護者負担を軽減することから、学年閉鎖などによる給食提供数の減と相殺し52万円を追加。

次に、4ページに戻っていただき、歳入のほうになります。

一番上の表の12款、2項、1目、民生費負担金では、養護老人ホームに新規入所者1名の措置が決定されたことから、老人福祉施設負担金22万8千円の追加。

その下の表の14款、1項、1目、民生費国庫負担金と一番下の表の15款、1項、1目、民生費道負担金の、子どものための教育・保育給付交付金は、広域入所の施設型給付費に伴うもので、国庫負担金で60万円の追加、道負担金21万5千円の追加。

次のページの15款、2項、4目、農林水産業費道補助金の農業費補助金、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金では、新井山川の当該事業の補助率および補助対象額が確定したため299万円を追加。

地域づくり総合交付金では、共同利用模範牧場作業機械更新などが内定したことにより1,290万円の追加。

環境保全型農業直接支払交付金では、歳出で説明しました事業の取り組みに対するもので237万6千円を計上。

スマート農業導入支援事業補助金では、当該事業に対して歳出と同額の84万8千円を計上、合わせて1,911万4千円の追加。

下の林業費補助金の地域づくり総合交付金では、エゾシカの^{ざんし}残滓運搬、処理業務にかかるエゾシカ緊急対策事業が内定したことから48万円を計上。

8目、消防費道補助金の地域づくり総合交付金では、防災備蓄計画に基づく備蓄品購入および洪水マップ作成経費に対するもので30万円を計上。

その下の表の17款、1項、3目、民生費寄付金では、1件の寄付がありましたことから150万円の追加。

5目、消防費寄付金では、2件の寄付がありましたことから400万円の計上。

次のページの上の表の19款、1項、1目、繰越金では、予算調整として前年度の繰越金2,254万2千円の追加。

下の表の20款、5項、5目、雑入では、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う学年閉鎖等により、給食提供数が減ったことから、学校給食材料費25万1千円の減額

最後に、別に配布しております資料1、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況見込みをご覧くださいと思います。資料1になります。

今回の補正予算の結果、一般会計の基金保有高見込みは、一番右側の下から4行目にありますように38億3,246万5千円となっております。

また、資料2は、一般会計補正予算に係る投資的事業の資料となっておりますので、後ほどご覧くださいと思います。

以上、令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第12号）の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第62号 令和4年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書12ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 議案書の12ページをお開き願います。

議案第62号 令和4年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算について、提案理由の説明をさせていただきます。

令和4年度訓子府町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるものとし、第1条にありますように651万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,661万4千円とするものであります。

第2項、補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、13ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりですので、ご覧をいただくこととし、内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

14ページをご覧ください。中段の歳出から説明させていただきます。

1款、1項、2目、連合会負担金の18節、負担金、補助及び交付金の国保事業報告システム改修負担金は、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、本年度より国民健康保険税の未就学児への均等割額が2分の1に減額されたことに伴い、国保事業状況報告システムのメニューに未就学児均等割保険料負担金申請書作成機能を追加するための費用としま

して16万5千円を追加するものであります。

8款、1項、3目、償還金の22節、償還金、利子及び割引料の道支出金返還金は、令和3年度に交付されております保険給付費等交付金が、実績額より超過交付されておりましたので、その超過交付金分を返還するため634万9千円を追加するものであります。

続いて、上段の歳入です。

4款、1項、1目、財政調整基金繰入金は、ただいま、歳出で説明しました国保事業状況報告システムの改修にかかる費用分と令和3年度保険給付費等交付金の超過交付分の返還金に充当するため651万4千円を追加するものであります。

これによりまして、別紙の資料1、基金保有状況をご覧いただきたいと思っております。表の下から3段目、右側になります。国保財政調整基金、令和4年度末の保有見込額は3,111万9千円となる見込みでございます。

以上、令和4年度国民健康保険特別会計補正予算につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議案第61号、議案第62号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号

○議長（須河 徹君） この際、日程第5、議案第63号、日程第6、議案第64号、日程第7、議案第65号、日程第8、議案第66号、日程第9、議案第67号、日程第10、議案第68号、日程第11、議案第69号、日程第12、議案第70号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第63号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書15ページです。

総務課長補佐。

○総務課長補佐（山田英知君） 議案書の15ページをご覧ください。

議案第63号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第9号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

職員の定年年齢の引き上げなどを行うため、この条例を改正しようとするものであります。

記以下の説明につきましては、改正本文が16ページから24ページまで載せてございますが、25ページからの新旧対照表により、ご説明をいたします。

左側が改正案、右側が現行であり、それぞれ下線部が今回の改正部分となります。

本改正については、旧仮名遣いの現代仮名遣いへ等の字句の修正等についても行っておりますが、こちらの説明については割愛させていただき、制度改正部分を中心に説明させていただきます。

まず、第1条の改正は、地方公務員法の改正による任用条項の改正でございます。

その下の第3条の改正は、職員の定年年齢を60歳から65歳へ引き上げる改正となっ

てございます。

次に、第4条の改正につきましては、定年退職の特例を規定した内容であり、あとの改正第8条でご説明いたしますが、管理監督職を占めている職員については、定年により降任することとなりますが、特例で管理監督職のまま定年を延長できる特例が規定されますので、その上限を3年とする規定を設けるものでございます。

以降の第4条の改正については、字句の修正と法改正による引用修正となっております。

26ページをお開きください。

中段の第5条の管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職です。第5条から第11条までは新設の条となります。

改正地方公務員法第28条の2第1項で管理監督職の規定を管理職手当を支給される職の職員およびこれに準ずる職員で条例で定める職をいうと定めておきまして、管理監督職の範囲を条例で定めるものでございます。

第1号が職員の給与条例に規定する管理職手当を支給する職、第2号を職員の給与に関する条例に規定する給料表で定める4級以上の職にあたるものを管理監督職としております。

その下の第6条でございます。第6条では、先ほどの管理監督職勤務上限年齢を60歳と定めております。

その下の第7条でございます。改正地方公務員法の第28条の2第4項で、管理監督職の勤務上限年齢に達した者は管理監督職以外の職へ降任、または転任することと規定されておりますので、法で定める条項以外の降任等の基準を定めております。

第1号では、人事評価や勤務の状況や職務経験に基づいて適正を有すると認められる職に降任等を行うことと定めております。

次のページの上段、第2号では、管理監督職以外の職のうち、できるだけ上位の職制上の段階の職に降任することを規定しております。

次の第3号では、上位の職制の職員が降任する場合は、下位の職制の職員が降任する職制と同じか、それよりも上位の職制に降任させることを規定しております。

次の第8条、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例についてでございます。

これは先ほどの第4条の改正で少し触れましたが、管理監督職勤務上限年齢により降任すべき職員を引き続き管理監督職を占めたまま勤務させることができる特例を定めております。実際の運用は想定されておきませんが、今後のことも考慮し規定を設けておくものでございます。特例を認めるものについては、第1号でそのものの職務が高度の知識、技能、または経験を必要とするもので、その者が降任したことにより欠員を容易に補充できない場合。第2号で、勤務環境や勤務条件の特殊性、次のページの第3号では、その他、特別な事情がある場合に特例を認めることとしております。

この各号は、例えば、特別なプロジェクトに従事し、継続して実施しなければならないケースや特殊な技能が必要な職種、へき地の勤務などで欠員の補充が困難な場合に用いられるものでございます。第2項では、第1項で認めた特例については、1年ごとに更新し、最大延長は3年までと規定してございます。

次の中段、第3項については、同様に他の職への降任の特例として、職務の内容が類似

する複数の管理監督職で構成する別に定める管理監督職群に属する管理監督職を占める職員については、引き続き、管理監督職が継続できるとともに特定管理監督職群の中で転任できるということを規定しております。こちらあまり想定されるものではございません。国では、巡視船の船長や被災地の地方環境事務所長などを想定しているようです。

下段の第4項でございますが、第1項、もしくは第2項で延長された管理監督職を占める職員が第3項の特定管理監督職群の規定にあたると認められたときは、1年を超えない範囲でさらに延長できるということを規定しております。

次のページの第9条になりますが、異動期間の延長等に係る職員の同意でございます。

こちらは第8条で管理監督職の期間を延長や降任する職員については、あらかじめ、その職員の同意を得なければならない旨の規定を設けております。

次の第10条、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置でございますが、第8条で延長した管理監督職の延長理由が期間内でなくなった場合は、他の職へ降任等するものと規定しております。

次の第11条については、定年前再任用短時間勤務職員の任用についてでございます。こちらは、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、本人の意向を踏まえ、定年の延長ではなく、短時間勤務の職で再任用することができる制度について規定しております。

次の第12条は、改正前の第5条が移動してきたものです。

次のページ、上段の第13条でございます。この条例の実施に必要な事項は規則で定めることとしております。

続いて、制定附則の改正をご説明いたします。附則の第3項から制定附則の追加をしております。

第3項では、本則第3条で定年年齢を65歳まで引き上げておりますが、激変緩和のため段階的に2年度に1年定年を延長し、令和13年度から定年年齢を65歳としております。

附則の第4項では、60歳に到達する職員に対して60歳以降に適用される任用や給与に関する措置の情報提供と意思確認を行う旨を規定しております。

ここで20ページにお戻りいただきたいんですけども、20ページ、中段の本改正条例の附則でございます。

第1条では、施行期日を定めており、本条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定、こちらは異動期間の延長等について、職員から同意を得る規定でございますが、こちらは公布の日から施行することとしております。

第2条では、旧条例で勤務延長が認められた職員が、その期限が本条例施行後に到来する職員については、施行後の規定に掲げる延長事由にあたると認められるときは、町長の承認により再延長できる規定でございます。

ただし、旧条例により延長開始年から3年を超えることはできません。

第2項では、旧条例で勤務延長している職員については、昇任、降任などの異動させることができない旨を規定しております。

第3項でございます。新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第4条第1項の規定を準用することを規定しております。

第3条は、定年退職者等の再任用に関する経過措置でございます。いわゆる暫定再任用制度というもので、現行の再任用制度を廃止して設けた制度でございます。

第1項および第2項では、現在の60歳で定年されている方から先ほどご説明したとおり段階的に65歳まで定年が延びますが、その途中で定年を迎えた職員については、その後、制度完成までは65歳まで暫定再任用職員として常時勤務者として採用することができる規定となっております。

22ページをご覧ください。

第3項では、暫定再任用職員の任期については、基本1年更新ということが規定されております。

第4項では、暫定再任用職員の任期の更新は、勤務実績に基づき行うことが規定されております。

第5項では、暫定再任用職員の任期更新は、あらかじめ職員の同意を得なければならない旨、規定しております。

次の第4条については、暫定再任用短時間勤務職員に関する規定を定めております。こちらも勤務実績に基づき、1年を超えない範囲で任期を定め、採用することを規定しております。

続いて、23ページ。

第5条、令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢を定めるもので、第1項で暫定再任用職員の昇任、降任などの特例として、条例で定める職を第2項で年齢を定めております。

続いて、第6条、令和3年改正法附則第8条第4項に規定する短時間勤務の暫定再任用職員の昇任、降任の特例に関する読み替え適用を定めております。

続いて、第7条、令和3年改正法附則第8条第5項に規定する短時間勤務の暫定再任用職員が定年退職相当年齢に達するまでの間における昇任、降任などの特例とする職を定めております。

24ページをご覧ください。

第8条の定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置についてでございますが、これは定年前再任用短時間勤務職員が、常勤職であった場合に適用される定年相当年齢に達した後に定年前再任用職員とすることができないとする規定でございます。

最後に、第9条でございます。事前情報提供や勤務意思確認を行う基準年齢は60歳と規定しております。

以上、議案第63号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書32ページです。

総務課長補佐。

○総務課長補佐（山田英知君） 議案書の32ページになります。

議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように

制定しようとするものでございます。職員の定年年齢の引き上げに伴う給与関連規定の改正を行うため、この条例を改正しようとするものであります。

主に再任用職員の制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務職員が設けられることと、その給与規定、さらに60歳を超える職員の7割措置や役職定年等の給与規定などについての改正でございます。

記以下の説明につきましては、38ページ以降の新旧対照表により、ご説明いたしますので、お開きください。

左側が改正案、右側が現行であり、それぞれ下線部が今回の改正部分となります。

まず最初に、全体的に共通して改正した箇所を説明いたしますが、現行の再任用職員と再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員へその者は当該職員へ法は地方公務員法へ。また、省略規定の言いまわしを全体的に改めておりますが、こちらの説明は割愛させていただきます。

それでは、第4条第9項の改正についてですが、今回の定年延長に伴い従来の再任用職員制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員制度となりましたので、従来の再任用職員と再任用短時間勤務職員の規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員の給料額についての規定を設けたもので、別表第1の基準給与月額に勤務時間条例第2条第3項の規定で定められた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額を給料額とする規定を設けるものでございます。

このあと字句修正が続きますので、41ページまで進んでいただきたいのですが、下段の第16条、勤勉手当について、基準日についての言い換えの規定について、条全体から第1項から第3項までとして体裁を整えるものでございます。

42ページになります。

中段の第20条の4の定年前再任用短時間勤務職員の適用除外については、第4条第2項から第8項までを加えるものです。

次に、その下の制定附則の改正です。

附則に7項を加えるものです。まず、第9項でございますが、60歳を超える職員の給料月額の7割措置を規定してございます。

次の第10項は、給料月額の7割措置の適用除外となる職員として第1号から第3号まで定めております。第1号は、会計年度任用職員や臨時的任用職員、第2号は、管理監督職期間を延長された職員、第3号は、改正前の条例により勤務延長されていた職員と規定されております。

次に、第11号については、役職定年による降任後の給料月額について、管理監督職勤務上限年齢調整額の支給根拠について定めております。

次の第12項につきましては、管理監督職勤務上限年齢調整額を算定するときに基礎となります基礎給料月額が降格後の職務の級における最高号俸の給料月額を上回る場合は、最高号俸の給料月額を上限として計算することを規定してあります。

次の第13項については、管理監督職ではなかった職員で給料月額の7割措置を受ける職員についても管理監督職であった職員とのバランスを取る上で必要と認められる場合において、給料月額を調整できるとする規定でございます。

次の第14項については、管理監督職ではなかった職員で給料月額の7割措置を受ける

職員に対し、任用の事情を考慮して必要と認められる場合は給料月額を調整できるとする規定です。

第15項については、手続きや要件の規則への委任を規定しております。

44ページの別表第1の給料表のうち、現行の再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員へ改め、各号俸の欄に基準給料月額を設ける改正をしております。

ここで35ページまで戻っていただきたいのですが、改正附則でございます。

35ページの下段のほうの第1条です。この条例は、令和5年4月1日から施行します。

第2条です。暫定再任用職員の定めを改正前の地方公務員法や定年条例により施行日以降の期間において、定年の勤務延長している職員には適用しないことを規定しております。

36ページをお開きいただき、第3条です。暫定再任用職員の給料月額の決定については、定年前再任用短時間勤務職員の給料表適用と同様とする規定としております。

第2項は、暫定再任用職員の育児短時間勤務にかかる給料月額の算定方法の読み替え規定を定めております。

第3項は、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額の算定方法を定年前再任用短時間勤務職員とした場合と同様として扱うものとする規定でございます。

第4項は、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして給与条例を適用する旨の規定を定めております。

第5項は、暫定再任用職員の期末手当は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する旨、規定しております。

第6項は、暫定再任用職員の勤勉手当の読み替え規定を規定しております。

第7項は、暫定再任用職員への新給与条例の適用除外を定めております。

第8項については、暫定再任用職員に関する規則への委任を規定しております。

附則第4条については、この改正附則に定めのない経過措置については、規則に委任する旨、定めております。

以上、議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） ここで午前10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（須河 徹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第65号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書45ページです。

総務課長補佐。

○総務課長補佐（山田英知君） それでは、議案書の45ページをご覧ください。

議案第65号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和28年条例第21号）の一部を改正する

条例を次のように制定しようとするものでございます。

職員の定年年齢の引き上げに伴い、関係条例の改正を行うため、この条例を改正しようとするものでございます。

記以下について、ご説明いたします。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和28年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1年以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、「及びこれに対する勤務地手当の合計」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

この改正につきましては、懲戒により減給されている職員が定年延長により減給となり、懲戒による減給額が俸給した後の給料の10分の1の額を超えてしまう場合、減給額を減らすため、当初の減給対象を減額の発令の日に受ける給料等とした上で、後段を追加し、減給額が俸給後の給料の10分の1を超えた場合は、俸給後の現に受け取っている給料の10分の1の額を減給額とする規定でございます。

次に、附則でございます。この条例は令和5年4月1日から施行します。

以上、議案第65号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第66号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書47ページです。

総務課長補佐。

○総務課長補佐（山田英知君） 議案書の47ページをご覧ください。

議案第66号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年条例第21号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

こちらも職員の定年年齢の引き上げに伴う、関連規定の改正を行うため、この条例を改正しようとするものであります。

今回の改正につきましては、地方公務員法の改正による引用法律の改正と再任用短時間勤務職員の制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員へ全て改められますので、本則中の再任用短時間勤務職員という文言をすべて定年前再任用短時間勤務職員へ改める改正をするものでございます。

記以下について、ご説明いたします。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「同法28条の5第1項」を「同

法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第13条第1項第1号および第20条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則でございます。

第1条、この条例は令和5年4月1日から施行します。

第2条です。暫定再任用職員の本条例による勤務時間、休暇等の取り扱いについては、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例を適用する旨、規定しております。

以上、議案第66号 職員の勤務時間、給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書50ページです。

総務課長補佐。

○総務課長補佐（山田英知君） 議案書50ページをご覧ください。

議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

職員の定年年齢の引き上げに伴う育児休業関連規定の改正を行うため、この条例を改正しようとするものであります。

記以下の説明につきましては、53ページの新旧対照表により、ご説明をいたしますので、お聞きください。

左側が改正案、右側が現行であり、それぞれ下線部が今回の改正部分となります。

まず、この条例につきましても、現行の再任用職員と再任用短時間勤務職員については定年前再任用短時間勤務職員へ全て文言修正をさせていただいておりますので、引用法律の改正と合わせて説明の方は割愛させていただきます。

それでは、まず、53ページの上段、第2条でございます。これは育児休業をすることができない職員を規定しているもので、今回の定年延長に伴い、特例で管理監督職の延長をする職員について、育児休業をすることができない職員を規定するものでございます。

次に、第9条でございます。第2条と同様に今度は育児短時間勤務をすることができない職員の規定で、こちらも今回の定年延長に伴い、特例で管理監督職の延長をする職員について、育児短時間勤務をすることができない職員に規定するものでございます。

以下、このページにつきましては、文言と引用条文の改正が続き、最下段から次のページにわたり第20条の改正を載せてございます。こちらは、育児短時間勤務職員にかかる給与条例の読み替え規定を定めているものでございます。

54ページの表でございます。

右側現行の太い枠で囲ってある部分について、第4条第9項と第4条第10項の規定につきましては、再任用職員と再任用短時間勤務職員の規定で、今回、制度廃止となっておりますので、表から削除するものでございます。

その下の第9条の3第2項第3号については、右側の現行で再任用短時間勤務職員とな

っているものを定年前再任用短時間勤務職員に改め、育児短時間勤務職員に読み替えるよう改正するものです。

54ページ、下段の第22条については、任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例を規定しており、まず、第1項を第2項に繰り下げて、第1項を追加しております。第1項として、任期付短時間勤務職員の給料月額については、任期付短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるとした場合の基準給料月額に勤務時間条例の第2条第4項で定められている任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする旨の規定を設けるものでございます。

その下のもともと第22条の第1項であった部分については、給与条例の読み替え規定を定めているもので、先ほどの新設の第1項で定めるもののほかの読み替えを定めております。

まず、第4条第10項については、再任用短時間勤務職員の決めますので、今回削除いたします。

その下の第9条の3第2項第3号の規定につきましては、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員へ改めます。

その下の第20条の4につきましては、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員へ改め、読み替えるものでございます。

ここで52ページに戻っていただきたいのですが、附則でございます。

第1条で、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2条では、定年延長により給料月額7割措置を受ける職員が育児短時間勤務を行う場合の給料月額の積算方法を定めております。

以上、議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第68号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書56ページです。

総務課長補佐。

○総務課長補佐（山田英知君） 議案書の56ページとなります。

議案第68号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

職員の定年年齢の引き上げに伴い、関係条例の改正を行うため、この条例を改正しようとするものでございます。

記以下について、ご説明いたします。

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改めるものでござ

います。

この条例につきましては、地方公務員法の改正に伴う短時間勤務の職の規定の引用条文の改正に伴う改正でございます。

次に、附則でございます。この条例は令和5年4月1日から施行します。

以上、議案第68号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第69号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書57ページです。

総務課長補佐。

○総務課長補佐（山田英知君） 議案書57ページをご覧ください。

議案第69号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和28年条例第20号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

職員の定年年齢の引き上げに伴う職員の分限関係規定の改正を行うため、この条例を改正しようとするものであります。

記以下の説明につきましては、59ページの新旧対照表により、ご説明をいたしますのでお開きください。

左側が改正案、右側が現行であり、それぞれ下線部が今回の改正部分となります。

まず、本改正については、旧仮名遣いを現代仮名遣いに多数改めておりますが、説明のほうは割愛させていただき、制度改正の部分を中心にご説明させていただきます。

それでは、まず、第1条につきましては、地方公務員法の改正に伴う引用条文の改正でございます。

次に、第1条の次に第1条の2を新設する改正でございます。新たに降給の種類についての条を設けるもので、降給の種類を降格と今回の法改正による定年延長に伴う管理監督職勤務上限年齢に達することによる降任に伴う降給とすることを規定するものでございます。

以下、本則の改正については、字句の修正でございますので、説明は割愛させていただきます。

次に、60ページをお開きください。制定附則の改正でございます。制定附則に3項を新たに加えるものでございます。

まず、第2項でございますが、60歳を超える職員の給料月額の7割措置を新設の第1条の2の規定に当分の間、適用させる旨の規定でございます。

一方、次の第3項で給料月額7割措置による降給の場合、第2条第5項の職員の意に反する降任もしくは免職、または休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付しなければならないという規定は適用させませんが、代わりに給料月額が異動することになった旨の通知を行うということを規定しております。

次の第4項については、地方公営企業法第1条に規定する企業職員の降給について、こ

の条例の規定を準用する旨、規定しております。

58ページに戻っていただきまして、本改正の附則でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第69号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第70号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書61ページです。

総務課長補佐。

○総務課長補佐（山田英知君） 議案書61ページをご覧ください。

議案第70号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について。

職員の再任用に関する条例（平成13年条例第8号）を廃止する条例を次のように制定しようとするものでございます。

職員の定年年齢の引き上げに伴い、職員の再任用制度が廃止され、新たに職員の定年等に関する条例において、定年前再任用短時間勤務および暫定再任用の制度が設けられたことから、この条例を廃止しようとするものでございます。

記以下について、ご説明いたします。

職員の定年等に関する条例を廃止する条例。

職員の再任用に関する条例（平成13年条例第8号）は、廃止する。

附則でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

以上、議案第70号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第71号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第13、議案第71号 財産の処分についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書62ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） それでは、62ページ、議案第71号 財産の処分について、その提案理由を説明させていただきます。

次の財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記以下について、説明させていただきます。

事業名は、町有林生産素材販売（その2）であります。

本件の伐採箇所は、駒里町有林の32林班3小班の一部、2.53haでございます。

11月29日執行の入札において、5社に応札いただいた結果、契約の相手は、物林株式会社 営業本部 北海道グループ 国産材営業部長 秋元直樹氏で、契約金額は1,328万8千円でございます。

予定価格につきましては973万3千円となっております。

樹種別の売払材積でございますが、カラマツが1,110.327m³、雑木が2.253m³、合計で1,112.580m³でございます。

なお、このページに記載までしておりませんが、用途別で申し上げますと用材が914.477m³、パルプ材が198.103m³となっております。

以上、議案第71号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議案第71号の提案理由の説明が終わりました。

◎議事日程の変更

○議長（須河 徹君） ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時 9分

再開 午前11時 9分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第15、認定第1号から日程第20、認定第6号までの一括議題を先に審議したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第15、認定第1号から日程第20、認定第6号までの一括議題を先に審議することに決定しました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号

○議長（須河 徹君） この際、日程第15、認定第1号、日程第16、認定第2号、日程第17、認定第3号、日程第18、認定第4号、日程第19、認定第5号、日程第20、認定第6号は、関連する議案なので一括議題といたします。議案書63ページから74ページまでです。

本案は、令和4年第3回定例会において提案されたもので、会議規則第39条第1項により「決算審査特別委員会」に付託の上、閉会中の継続審査を行ったものです。

会議規則第41条第1項により、委員長からの報告を求めます。

7番、泉愉美君。

○決算審査特別委員会委員長（泉愉美君） ただいま、議長からご指示がございましたので、令和3年度各会計決算審査特別委員会における審査内容について、ご報告を申し上げます。

令和4年9月13日開会の第3回定例会において、当委員会に付託を受けた「認定第1号 令和3年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 令和3年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの6件の審査の結果を報告いたします。

今年度の各会計決算審査特別委員会は、10月25日から31日までの5日間にわたり、閉会中の継続審査として特別委員会を開催し付託案件の審査を行いました。

審査につきましては、事前に提出されている予算執行に関わる関係書類などを審査した後、審査の必要上、提出を求めた支出伝票についても検査を行い、予算の適正な執行と行政効果に視点をおき、詳細かつ慎重に審査を行い、審査を進めていく中で疑問等が生じた事項については、関係各課職員の出席を求めて内容を聴取いたしました。

詳細な審査および質疑の内容につきましては、省略いたしますが、10月28日には、委員会としての表決を行い、付託された「認定第1号」から「認定第5号」までの5会計の決算はいずれも「原案のとおり認定すべきもの」また「認定第6号」については「原案のとおり可決及び認定すべきもの」として全会一致で決定いたしました。

令和3年度も世界的な新型コロナウイルス感染症拡大により多くのイベントや研修、会議、行事が中止となり、それらの影響も聞きながら不用額や減額補正の説明をいただき審査しました。

決算審査特別委員会において、意見の一致した留意すべき事項として、次の点を審査意見として申し上げますので、今後の行政執行にあたって配慮していただきたいと思っております。

1. 歳入では、一つ、税および使用料などの徴収に職員の不断の努力とその成果が大いに見られ、引き続き徴収に努めることをお願いしたい。

二つ、重複滞納者の生活実態にも配慮しながら、引き続き関係課が連携体制を取り効率的な徴収に努めていただきたい。

三つ、町の施策の実施にあたり、財源確保に向けて補助金などを最大限に取り込むため、国や道の動向把握に努めていただきたい。

四つ、ふるさとおもいやり寄付金は、各事業の貴重な財源となるため、返礼品となる特産品に欠品が生じないよう、適切な管理対策をお願いしたい。

2. 歳出では、一つ、介護や医療、在宅福祉サービス、高齢者バス、ハイヤー利用サービスなどの福祉の各種事業は、引き続きサービス利用促進に向けた周知方法を工夫し、的確な制度活用となるよう努めていただきたい。

二つ、町の活性化につながる産業振興に対する補助事業は、移住定住も含め各関係団体と協議をしながら、その効果が発揮できるように事業の継続をお願いしたい。

三つ、水道事業では厳しい財政状況ではあるが、重要なライフラインとして老朽管の更新や有収率向上など「水道ビジョン」の着実な推進をお願いしたい。

最後に、厳しい財政状況の中、財政健全化を図りながら住民サービス向上に向けた職員の努力は、十分に評価できるところです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国や地方の財政悪化は避けられず、地方交付

税の変動要素も大きく財源確保が不透明となる懸念がありますが、今後においても、より一層の財政健全化を図りつつ、歳入・歳出のバランスに留意し、町民のための「まちづくり」に向け、創意、工夫と一層の努力をお願いするものであります。

また、第5次行政改革大綱に基づき「財政健全化」と「まちづくり」の両面を見据えた行財政運営を望みます。

以上、決算審査特別委員会に付託された「認定第1号 令和3年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 令和3年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの審査の経過と結果を報告申し上げ、訓子府町会議規則第41条第1項の規定による報告とさせていただきます。

○議長（須河 徹君） 以上のとおり認定第1号から認定第6号までの委員長報告は、お手元の議案書の委員会審査報告書のとおり認定第1号から認定第5号までについては「原案のとおり認定すべきもの」および認定第6号については「原案のとおり可決及び認定すべきもの」と委員会として決定いたしました。

これより、委員長報告に対する一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の質疑に入ります。

質疑は、委員長に対する質疑といたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55号ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑をすることを許します。

はじめに、認定第1号の質疑を許します。議案書63ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、認定第2号の質疑を許します。議案書65ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。議案書67ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。議案書69ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。

次に、認定第5号の質疑を許します。議案書71ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。

次に、認定第6号の質疑を許します。議案書73ページ。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。
以上をもって、質疑を終了いたします。
これより、一括議題の討論を行います。
討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の採決をいたします。
討論のなかった案件については、一括採決をいたします。
委員長報告のとおり、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号までの5件については、認定することに、また、認定第6号については、可決及び認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。
よって、委員長報告のとおり認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号は、いずれも認定することに、認定第6号は、可決及び認定することに決定いたしました。
ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時から行いますので、ご参集願います。

休憩 午前11時22分

再開 午後 1時00分

- 議長(須河 徹君) それでは、定刻になりました。
休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問

- 議長(須河 徹君) 日程第14、一般質問を行います。
質問は通告書の順序により発言を許します。
なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。
それでは、一般質問の発言を許します。
5番、西山由美子君。
○5番(西山由美子君) 5番、西山です。通告書に従いまして、町長に質問いたします。
町政執行16年の成果と進退の決意を問う。
町政の主役は町民、そして役場は町民を励ます専門のサービス業。16年前の町政執行方針の一つ目に示された言葉である。町民にやさしいまちづくりを目指して、みんなで創る「訓子府の元気」7つの約束を公約に菊池町政はスタートした。厳しい財政状況の中、副町長を置かず、財政健全化計画を立てながらの慎重な走り出しと記憶している。さまざま

まな施策の中で今日まで地道に継続されているものを振り返りながら、その成果と今後町長として進退の決意を伺いたい。

一つ目、16年間で町民とのコミュニケーションに役立った施策は何か。

二つ目、職員の町民に対する意識改革につながった施策は何か。

三つ目、姉妹町交流事業の成果と今後に期待すること。

四つ目、これまでの実績のないコミュニティ活動活性化事業を町民が活用できる具体的な方法は。

五つ目、ハード事業による将来的な財政面の見通しは。

六つ目、この先、ご自身の進退の決意を伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、町政執行16年の成果と進退の決意について、6点のお尋ねがございました。

1点目に「16年間で町民とのコミュニケーションに役立った施策は何か」とのお尋ねがございました。

私は、平成19年に町長立起した際、地方自治の本旨である住民自治を実現するため「町民の、町民による、町民のための行政を行う」ことを掲げ、以来16年間、一貫して私の政治信条の中心に据え、その実践を積み重ねてまいりました。

これまでに、夜間町長室やふるさと懇談会、まちづくり懇談会、車座トークなどでは、直接町民の皆さんと対面しながら、多くの意見や提言、要望をいただいていたところでございます。

また、地方自治の本旨である住民自治の推進については、10年にも及ぶ時間を費やし、町民主体のまちづくりの実現に向けて「訓子府町まちづくり町民参加条例」や「訓子府町まちづくり推進会議条例」を制定するなど、町民のまちづくりへの参加について制度を条例化することができました。

私にとりましては、町民の皆さまとのコミュニケーションは、町民主体のまちづくりに欠かすことのできないことであり、先に申し上げました施策は、どれも重要なものであったと認識しているところでございます。

2点目に「職員の町民に対する意識改革につながった施策は何か」とのお尋ねがございました。

私は町長就任以来、職員に対し、折に触れては、町民の方への接し方について指導してきました。職員として、いかに町民との信頼関係を築いていくかというのは、永遠の課題でもあります。

こうした課題に対し、町民の方に対する職員の意識の変革や町民の方に職員を知ってもらうことを目的とした地域担当職員制度を導入しました。

また、町民主体のまちづくりの実現に向けて制定された「訓子府町まちづくり町民参加条例」は、町民の権利や役割とともに、町長等の責務も定められており、行政は町民の意見を把握し、町政の運営に反映させるため情報を積極的に分かりやすく提供し、説明することが定められております。

職員は、こうした取り組みのもと、町民の理解や意見の重要性を認識してきており、さまざまな機会を通じ、町民の方への接し方や積極的な情報提供、丁寧な説明を心がけるな

ど、職員の町民に対する意識が変化してきております。

3点目に「姉妹町交流事業の成果と今後に期待することは」とのお尋ねがございました。

姉妹町交流事業については、平成5年に当時の東津野村との交流が始まり、平成13年5月の「姉妹まち」締結調印からは21年もの永きにわたり交流を続けてまいりました。その間、農家の方々や商工会の方々の交流、未来を担う小学生の交換留学、両町職員の人事交流など、さまざまな事業を進め、これまでに延べ千人を超える町民がお互いの町を訪問しております。令和3年には姉妹町締結20周年の記念事業として町民40人とともに津野町を訪問し、今年は津野町から50人を超える訪問団が本町を訪れ、心に残る温かい交流が進められたと感じております。

本事業の歩みについては、言葉で言い表すことができない多大な成果があったと思っております。特に14年目を迎える小学生交換留学では、お互いの留学先で寝食を共にし、学校では共に学び、多くの思い出を作るなど「かけがいのない経験」を重ねております。

また、昨年10年目を迎えた両町職員の人事交流については、派遣した全ての職員が大きな成長を遂げていることを両町で確認し合い、昨年11月にさらに10年間の人事交流の継続を約束してまいりました。

最も大きな成果としては、本事業により交流を持った両町民が事業の枠を超えて長年友情を育み続けていることとでございます。本年も両町の商工会同士がつながりを持ち、お互いの特産品販売について足掛かりができたと聞き及んでおります。

これからも、さらに交流の輪を広げ、お互いに有益で多くの方が参加できる交流事業を実施し、さらなる発展を期待しているところでございます。

4点目に「これまで実績のないコミュニティ活動活性化事業を町民が活用できる具体的な方法は」とのお尋ねがございました。

平成23年度からスタートしたまちづくりパワーアップ特別対策事業の一つである「コミュニティ活動活性化事業」は、町内会・実践会などが取り組む特色のある活動や新たなソフト事業の立ち上げ、既存事業の拡充、町の施策と連携した取り組みなどを支援する目的で創設しました。

活用事業例として上げている自主防災組織の設立や除排雪などのサービス事業、高齢者宅の安否確認など、どれもコミュニティ活動の重要な事業であると考えております。

ただ、どのようなことをすればよいのか、運営をどうしたらよいのかなど、具体的な説明が不足していることが活用されていない一因でもあると認識しております。

また、一方で、少子高齢化による会員数の減少や役員等の担い手不足など社会的な問題も起きています。

前段につきましては、今後、会長会議などで具体的な説明を行うとともに、町内会・実践会などの意見も聞きながら進めていきたいと考えております。

後段につきましては、非常に難しい問題ではありますが、町内会・実践会などと十分に協議しながら進めていきたいと考えております。

5点目に「ハード事業による将来的な財政面の見通しは」とのお尋ねがございました。

平成19年の就任当時は、地方財政を取り巻く状況は非常に厳しい時期であり、本町の財政状況にも基金残高16億5,002万円、実質公債費比率が17.5%と非常に厳しい状況であったと認識しております。そのような状況の中、平成20年度からスタートし

た財政健全化戦略プランの着実な実行によって、平成26年度には、基金残高42億1,178万円、実質公債費率が8.8%と財政状況の改善が図られ、プラン終了後もその精神を引き続き財政運営にあたってまいりました。

ハード事業については、町民の生活や安心・安全、子育てなど緊急度・優先度の高いものについて実施してきました。いくつか例を挙げさせていただきますと児童センターの建設、くねっふ静寿園の増改築、こども園、スポーツセンターの建設、障がい者施設整備助成、消防庁舎建設、また基幹産業である農業の生産向上のため、農業基盤整備事業を継続して行ってまいりました。

これらの事業は、国や道の財源も可能な限り活用しながら、基金や地方債、一般財源を財源として実施してまいりました。

ハード事業による将来的な財政面の見通しでは、これまでに借入れを行った地方債の償還が大きく影響してきますが、令和4年度末の一般会計地方債残高見込みは51億8,748万円となり、これらの償還のための各年度の公債費は令和7年度にピークを迎え、その額は6億円を超える額となります。公債費の増加に伴い、実質公債費比率につきましても、令和3年度の6.6%から徐々に上昇する見込みとなっております。

今後は、地方交付税の見通しが不透明な状況であることに加え、労務費や燃料・物価高騰による一般行政経費の増額が見込まれますが、文教施設を中心とした老朽化した施設・整備の改修や整備が必要となるため、今後も持続可能な財政運営を目指し行政改革の推進にあたっていく必要があると考えます。

6点目に「この先、ご自身の進退の決意を伺いたい」とのお尋ねがございました。

1972年、昭和47年です。訓子府町民になって、ちょうど今年は50年が経過いたしました。その間、20年6か月を社会教育職員として、平成5年から15年間、企画財政課、街並み推進室、さらに福祉保健課、生活環境課、出納室長と15年と5か月過ごしてまいりました。2007年、平成19年の5月から戦後生まれの5代目町長として全力で4期16年間務めてまいりました。主な内容につきましては前段に答弁させていただいたとおりでございます。日本国憲法を基調とした町政は、訓子府の元気 すべての町民にやさしいまちづくりを目途に、住民自治を基本に第6期訓子府町総合計画に掲げた「ちょっといいね」がたくさんある町実現に向けて粉骨砕身、職員とともに町政を進めてきました。多くの町民の方から、もう4年間、もう1期、元気だからやれと継続の声をいただいておりますが、あまりにも多い課題、新しい時代にふさわしい訓子府町の発展に向けて4期16年をもって勇退することを決断いたしました。知的、気力、体力を備え、何よりも訓子府を愛し発展させる志を持った若いリーダーが決意することを心から願うものでありますし、期待するものであります。

残り4.4か月を全力で町長としての仕事を進めてまいり覚悟でございます。ぜひとも今後とも限られた時間ではございますけれども、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。私自身のお尋ねのありました6点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 項目に従いまして再質問をさせていただきます。

1点目の町民とのコミュニケーションに役立った施策は何か。たくさんこのままで継続

されてきた回答がありました。私自身は政治にはまったくの素人でありましたので、初めて議員として、ここの議場でさまざまな議案について、皆さんの説明を受けて議決をする際にですね、町長のその一番最初におやっと思ったのが夜間町長室開放でした。全国の首長というんですか、長になった人たちが自分の町政をスタートさせるときに、やはり町民とどうやってコミュニケーションを取るんだらう。それは、それぞれの首長さんたちが一生懸命考えて施策として打ち上げてくることなのかなと思っています。今、率直に伺います。なぜ菊池町長は町民とのコミュニケーションに、この夜間町長室開放を選んだのか。その本音を聞かせていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） まちづくり、町政は誰のものでもない。町民のもので。ですから町長室や、あるいは役場が遠く感じるような町政は控えなければいけない。私自身もまちを歩いていても何かあったときはもう必ず町民に寄り添うということを自分に言い聞かせてきました。期を重ねるごとになかなかそれが遠くなってきましたけども、しかし、努力として夜間町長室はひと月に一度は、この時間帯に行けば必ず町長に会えるということのセッティングであります。すなわち、なかなか時間が取れなくても、どんなことでも町長室に来れば町長がそこにいて、一緒に課題や困難や悩みを解決する場所になる。あるいはまた私にとってもお話を聞かせていただく絶好の機会と考え、この16年間、ただの一度も休んだことはなく進めております。来ない時もあります。マンネリ化でないか。いろいろ言われます。でも、私は例え来なくても、必ずそこには町民を待っているよという、菊池がいるということですね、それによって、さまざまな問題をやっぱり解決する一つのきっかけになればいいなど。私は16年間いろいろやっていますけども、町長室の戸を閉めたことがありません。これはとつともね、いろいろありますけども、階段を歩いて廊下を歩く町民に手を振る。あるいは寄っていかいて来る。こういう関係というのは、すごく大事じゃないか。それから、広報活動でいろいろ町長室の、訓子府町のホームページがあります。それとか、私自身のフェイスブック等々もあります。私は歩く情報公開を自称していますから、職員は相当心配していました。そういうことをやると誹謗中傷がいろいろたくさん来るんじゃないのか。しかし私はそんな誹謗中傷があってもちゃんと受け止めるということを言いきって今日までできていますので、ご理解ください。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 今の時代は、ほとんどの人々が自分の手の中に百科事典を持っているようなもので、たくさんの情報が詰まった機械を持っています。試しに私ですね「夜間町長室」と検索してみました。そうするとびっくりしたんですが、訓子府町が真っ先に出てきました。「町長室」という言葉で、例えば湧別町のような「移動町長室」というのがありますけれども、夜間町長室をこの16年間続けてきたというのは、おそらく訓子府町だけなのかなと。確実なことは分かりませんが、それだけ珍しいことだったんだということに気付きました。訓子府町民は月に1回、水曜日になると夜、町長に会えるということで、そこに夜出かけていかれる町民も勇気のいることだし、なかなか時間とともにそこが行きやすい場になるかというのは、努力次第で休まず続けてこられたことに敬意を表したいと思います。

そのほかにですね、前町長がやっていた「青空町長室」が菊池町政になってから「ふる

さと懇談会」そして今は「車座トーク」となっております。これは今までのいろんな調査でいきますと、確かに町長をはじめとした地域担当職員や課長さんたちが地域にやってくるといことで、住民の方たちもとても楽しみにして、和やかな感じでいいんですけれども、これがどんどんこう実際に行う地域が限定化されてしまって、やっているところは毎年楽しみにして行事に入れているんですけれども、なかなか他の地域に広がらないという現実がありますが、その辺のことをどのように捉えていらっしゃいますか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 確かにご指摘のとおりであります。門戸を開ける。いつでも来てください。私も要請があればいつでも行きます。この姿勢は一貫して町長になってから特に気を付けていました。しかし、残念ながら、今、議員がご指摘のとおり、こちらがいくらいろんな働きかけをしたとしても、必要にないと、必要を迫られないとなかなかそういう会議を開いてくれないというのが実態でありました。現にいろんなお祭りが地域で、日出町もそうですし、穂波もバレーボールやったり、いろいろ呼ばれなくても行くようにはしてますけども、全部が呼んでくれるかといったら、そんなことはありません。しかし、私の言うには、来る来ないは別として、できるだけ町民の生活の身近なところに町長という仕事はいるんだということを理解していただくという16年間でありました。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） こういうふるさと懇談会やまちづくり懇談会、それから車座トークだけではなくて、各地域でのいろんな行事にも顔を出している町長ですから、その辺の地域の方たちとのコミュニケーションは、それなりに取れているんだなということはいくぶん分かりました。やはり向こうから課題を持ってきて話したいからって呼んでくれるところというのは、役員も含めて積極的に参加を望んでいるところだと思うんですが、逆に一度もその住民と話す機会がなかったとか、そういう地域こそ逆にいろんな課題を抱えていることも起こり得ると思いますので、その辺はまた工夫を重ねながら出向いていく施策を、今後というのはないのかもしれませんが、大事なのかなと感じました。地域との関わりは、その程度にしておきますが、2点目の職員の町民に対する意識改革、これもまさに赴任されて2年目あたりからですか、地域担当職員をバンとこう広報の中に打ち出してきました。これは私、1回質問をしたときに、いろんな地域の方にお電話したことあるんですね。そうするとすごく地域差がありました。なぜかという地域の方たちも「いやあ職員をその度にね、呼び出したら申し訳ないだろう」と。職員に対して遠慮もありました。それからとても喜んで、参加してくれることを喜んでる地域もありました。これも時間をかけていかないと難しいんだなということがよく分かりました。でも今思い起こすとですね、この議会の中でも、そのころだったと思うんですが、職員の行動、態度、町民に対してですね、挨拶とか、それから何かを聞きに行ったときに丁寧に説明してくれたんならいいけども不満だったすごく。そういう職員に対する町民の不満というのが結構出てたと思います。この質問の中でも。それは昨今、訓子府町出身の方が職員になられることよりも、むしろ他の町村で生まれ育った方が訓子府町の職員となって来る方が結構いらっしゃって、顔を見ても分からないと。だから、職員からしても町民がどなたが誰なのかもよく分からない。そういうことのやっぱり乖離もあったのかなと思います。そういう面でこの担当職員制度というのは、今も続いていますけども、当初よりも私が感じるのは、何て言

うんだらう、職員も町民の方も馴染んできたなというか、それで各行事のところで、この人が担当職員ですよというふうに照会があると、やっぱり町民の方も地域の方も受け入れる気持ちになってきた。時間がそれを解決してくれたのかなと思うんですが、この担当職員制度に関して職員の皆さんの中では、例えば2年に1回交代ですよ。その交代の時期に例えば職員からの声を集めるとか、地域の声を集めるとか、何か話し合っって課題などを出していることはあるんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 関係のない課のことも言われたら、それをつないで説明したりとか、そういうのは日常的にあります。私はまず一つは、町民に寄り添ってほしい。寄り添うという意味がなかなか今の子どもは分かりません。町民の生活の中に寄り添う。そのためには、まずポケットに手を入れるのをやめましょう。襟を立てて話すなんていうのはやめましょう。ガムを食べて話をするなんてのはやめましょう。まずは来訪者が来たら「何かありましたか」「どこの課ですか」って私自身も含めて、そういう努力をしていただきたいと言いました。それから地域担当職員は千葉の自治体でもやっているところもありますけども、担当して、今、西山議員がおっしゃったように、訓子府の出身でない人たちも職員の中に多くなりました。昔はもうほとんど訓子府出身の人です。僕は採用試験のときは絶対、訓子府優先にはしない。まずは対等、平等。優秀で立派な職員をとるんだということで、そういうことをやめてきたという、ある意味での弊害かもしれませんが、町のことを知らないということも事実です。ですから、よりそのためにも地域担当職員が地域に出て顔を覚えていただくということをお願いしたい。何回かお話していますけども、相当職員からも抵抗がありました。「時間外が出るのか」「結婚式に呼ばれたら行かなきゃならないのか」「葬式は手伝わなきゃならないのか」こんなことも含めてですね、いろいろありました。しかし、それはじっくり時間をかけて、みんなで話し合いの中で、少しずつ前へ出てきたように思います。しかし「あいつだったらどうしょうもないな」とかですね、こういう意見が直接私のところにきます。これは永遠の課題ですけども、職員にはその声を届けます。そして、どうなのって、誤解もありますから、ですから、やっぱり向き合うことの難しさ。しかし、やっぱり基本的な姿勢は住民と正面から向き合っって、だから地域担当職員は大雪が降ったり、大雨が降ったりしたら、スコップのひとつでも持って、やっぱり地域に住む高齢者のところに行くという、そういう基本的な姿勢を自治体職員は持ってほしいと私は今も思っていますし、これからも言い続けたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 町長のおっしゃるように課題は出てくるでしょう。例えば入ったばかりの職員はみな、キラキラした目をしている。ところが公務員に多いけれども、何年も何年もたっていくと段々みんな目がこうドロロンとしてくるっていうのは、世間的によく言われているんですね。みんながそうだといいことではないんです。なぜその輝きを失うかということ、やはり安定した職場にいるということとそれから町民にとってすごく大切な役割持っているということがきちんと自覚して成長していけばいいんですけれども、そこら辺がやっぱり難しいのかなと。私たちも外側から見えますけども、中側の職員の皆さんの悩みとか、それからもどかしさというのは、なかなか感じ取れません。その辺をやはり町民の皆さんと談笑していく中で職員の方たちが一人一人が成長していただければ、

この制度は成功するのかなとそんなふうに感じます。

3点目です。姉妹町の交流事業、これは確かに回答の中にありますように、参加された方、そこに関わった方々は本当に津野町の方々とよい交流ができてます。ただ私が感じるのは、最近、子どもたちのホームステイ先も何かちょっと片寄っているんじゃないかな。なぜかと言うと自分もそういうことをした経験がありますけれども、なかなかよそのお子さんを三、四日、自分のうちにホームステイさせるというのは、戸惑いもあると思います。だから、まずはそのホームステイ先を見つける、交流するご家庭を探すのに苦慮されているのではないかなと、そんなことを勝手に考えていますが、その課題がもし、ありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、津野町との姉妹町交流の交流先と申しますか、交流するお子さんたちの募集のことにしてのご質問だったかと思っております。例年、4名、それぞれの町、4名、特別な年には、ちょっと人数が増えたりはしておりますが、基本的に男女各2名ずつというようなことを基本にですね実施をしております。ほとんど公募で大体埋まるんですが、確かに議員おっしゃるとおり埋まらない年も確かにございます。また、男女比で2：2ということにならない年もありましてですね、その辺は津野町との関係等もありますので、いろいろ協議をしながらですね、性別について、同数でなくてもということでは了解をしながら進めているところです。何とかいろいろ遠慮もあるようですので、こちらからですね、声をかけさせていただく例も年に1、2があるかと思っておりますが、そのようなことで何か埋まっている状況ですので、特定の家庭に片寄っているということではないとは思いますが、一応、今のところ、そのようなことでですね、私どもも声をかけながらですね、何とか成り立っているところですので、今後また、そういう課題もありますので、いろいろ津野町ともですね、協議をしながらですね、今後詰めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 今、教育委員会の方には、回答いただきまして、すみません、ありがとうございます。子どもたちの交流も、それから職員の交流でも私すごく感じるんですが、先ほど言ったように、関わっていない町民の方たちからすると、まだまだ遠いんですね、ですから、せっかく子どもたちが津野町に行って違う体験をしてきたことや、それから津野町から2年間訓子府町に来てくれている職員の方、知らない方たくさんいらっしゃると思います。ぜひ、その交流の様子を例えばビデオとか、それからご本人の言葉とかで、町民の方と話す機会を作っていただけたらどうか。子どもたちが楽しい交流をしたとしたら、それを他の親御さんたちもそれを知ることによって、また自分たちの子どもたちもそういう体験をさせたいなということが出てくるのかなと思うので、これずっとすごく感じてたので、もし可能でしたら、そういう広がり方もいいのかなと思うんですが、いかがですか、もう一度、ごめんなさい、回答できれば。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 先ほど、ホームステイの話もして、うちの課長からお答えをさせていただいたんですけど、今の状況として少子化がまず進んでいるということで、対象

者を小学校6年生にしているということで、その絶対数というか数がまず減ってきていることがまず一つと、それと今の就労形態として、保護者の方がほとんど働いている方もおられるので、そういうところでちょっとホームステイとなれば控えるような方も増えてきているような状況で、その辺の社会情勢をみながら続けていきたいというふうに思っております。

また、小学生の交流先での楽しい思い出とかそういうことを含めて広めた方がよろしいんじゃないかというご質問ですけど、例えば、津野町からのお子さんが訓子府町に来ると訓子府小学校と居武士小学校のクラスに入ります。その中で学校に行きながら、その辺のこの活動なり学習を学んでいるということで、クラス全体でそのことを共有しながら楽しい思い出を持っていただいて帰っているという状況ですので、その辺のこの、例えば写真だとかビデオ、お互いそれぞれ撮り合っただけで向こうの方にお送りして、その活動を見せ合っているというような状況もあります。ただ、議員のおっしゃるように広くこの学校関係者だけではなく、町民の方にもということでは、これからその辺のこのことを周知してまいりたいというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 事業ですから、多くの町民の方が知り得ることを広めていただきたいと思います。

4点目です。このコミュニティ活動活性化事業、私はこの名前はそぐわないのかなとずっと、議員になってからずっと思っていました。所管事務調査でも何回も何回も職員の方に聞いているんですが、実はこのコロナ禍でですね、行政もそうですが、行政と町民、それから町民同士のコミュニティが一番、一番できなかったといいますか、眠っていたといいますか、せつかく何年もかけて積み上げてきたコミュニティ活動が本当にこのグループも残念ながらできませんでした。これからコロナが収まると同時に、このどんどん人口も減って高齢化が進んでいく中で何が一番大事かと言うと、やっぱり人と人のコミュニティだと思うんですね。このせつかくパワーアップ、町民税1%を活用したパワーアップ事業をこれまでせつかく続けてこられて、このコミュニティ活動活性化事業は実績はないけれども、なくさないでこられたことは私評価したいと思います。でもなぜもっともっと町民の中に求めていかなかったのかなとすごく感じるんです。これは若い方の発案も必要ですし、別に町内会や実践会に限らずですね、今、ひそかに行政ではできないコミュニティの活動をやろうという若者たちがいるんですよ。だから広く、そのグループ的にこういうことをしてくれる人たちに何とか支援しようという、そういう大きな広がりを持った、もう少しネーミングも分かりやすく飛びつきやすいようなネーミングにして、職員の方の働きかけでこれ何とか実績をつけるようなものにしてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） コミュニティのことなんですけども、町長の方で答弁ありましたとおり、例えば、これの活用事業例を毎年広報紙にチラシで入れて、事業例とかも挙げさせてもらっているんですけども、確かに町内会・実践会などと書いてあるんで、そこに目が行ってしまうんですけども、町長の考えているのは、もちろん町内会や実践会、自治会だけの活動というだけがコミュニティの場ではないと思っております。町長の答弁で

ありましたとおり、例えば、防災対策でいくと自主防災組織、いくつかの自治会でやりますけども、立ち上げるんですけども、実際にこういろいろ活動されているところもあるんですけども、本当にこう何かあったときに、例えば何年か前に全町的に停電ありましたよね。ああいうときとかっていうのは、もう役場だけではどうしようもないという場合があったと思います。そこで、例えば自主防災組織で発電機があつたりとか、どういう体制でやりましょうとかということが決まれば、何日間か停電ありましたけど、多少そういう、完全には戻らないですけど、緩和できたのかなというのが私を感じているところです。なかなかこう自治会以外での活動って、こう役場でも把握するのが難しいんですけども、そういう声は、ぜひ拾っていかなきゃならない。今、少子高齢化で自治会とかも会員数が減って、正直もう役員の成り手がなくて、こういう活動をしたんだけどって言っても全然できない部分、多々あると思います。ですので、そういう有志が集まって、ぜひこういうことやりたいというのは町民課の方でもお話聞いてできる限り対応していきたいと思いますので、ネーミングが悪いというのは、まさにそういうことかもしれませんし、その辺はちょっといろいろ考えていきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） つまりですね、この事業に対してコミュニティが少ないんですよ。全然町民と話し合いがなされていないじゃないですか。だから、町民がどういうことを求めているか、それから町はどういうことに支援したいのかという意思統一がされていないので、やっぱり何気ないいろんな話をしながら、町民が楽しめること、癒されること、多様な人と会えること、これに尽きるんじゃないかと思うんですよ。だから大きな事業でなくても、今、つながるマルシェで頑張っている人たち、何年も何年も続けてます。彼女たちも同じだと思うんです。コミュニティだから。ただ販売してるだけじゃないんですよ。だからそういう面で、そういうグループたちの人たちとやっぱり町の職員が話し合いを持つということから始まるんじゃないかなと思います。

それから、5点目です。ハード事業による将来的な財政面の見通し、これは私たち、菊池町政ではたくさん立派な建物たちました。その前の町長のときもこの立派な庁舎を建てていただきました。どんどんどんどん人口が減っていく推測です。あと8年後には4千人ぐらい。それから20年後には、12年、8年後でしょ、だから18年ごろには3,500人になるんじゃないかと。そういう人口ビジョンの中で推測されています。やっぱり今の子どもたちが大人になるときに、やっぱり財政面でつけを回してはいけない。そんなことを感じます。それで、町長に再度お尋ねします。町長がこの16年間、いろんなこと、建物も建てましたし、いろんな施策をやってきた中で、ハード事業も含めてですが、自分でやり残したこと。これを自分だったらこうやりたいなと思うことがもしございましたらお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） たくさんやりたいことはある。一番できなかったのは図書館です。隣の山中さんの土地を譲っていただくときに、図書館を建てたいということで、お嬢さんとそのご主人と話しをして図書館を建てたんだったら、町に安く売りたいということで理解してもらった経緯がございます。しかし、ついにスポーツセンターの耐震の問題や消防の緊防債の決まったことなどによって、図書館は先送りにしています。あらためてやっぱ

り学びの場、その図書館を、訓子府は日本一の貸出冊数をとったときもございますけども、もうかなり老朽化して、水漏れがしたり、ボイラーがいかれたりとか、いろいろありますので、図書館を建てたかったなというふうに思います。

もっと言うところからさらに学校教育が、もう耐震ではなくて、もう老朽化してきているということもあります。少子高齢化の中で、子どもたちの縮減が学校統合の問題や学校配置の問題など、やっぱりこれから向き合っていかなきゃならないことがたくさんありますので、これらに対応した施設をやっていかなきゃならないと。

それから消防庁舎です。やっと出ました。今、備品片付けたり、いろいろしますけども、あの事後活用をどうするかということも、どうやら私では間に合わないというのが現実でありますので、やらなきゃならないことはたくさんあります。

でも、はっきり言えるのは図書館をできなかったというのが気になるところです。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 実はですね、町民の方との議会報告会を今年、夏にやりまして、コロナでなかなかできなくて、参加人数はとても少なかったんですが、その中で、町民の方からいただいたご意見というか問いかけがあったんですね、「議員の人たちは、一体、訓子府をどんな町にしたいんだい」って、そういうふうに問いかけられたわけです。それから、みんなで今のところ4回ですか、話し合ってます、2グループに分かれて。その中で「もう訓子府の町はハード事業はいいよね」「いっぱい建てたしね」って、それで図書館の話が出たんですけど、二つのグループに分かれて話しているんですが、その図書館をどうしようかといったときに「この立派な庁舎を何とか活用できないかね」という意見も出ました。ですから、今、図書館の振興計画は10年前に立てて、その役員の人たちも多分、今、携わってないと思うんですが、菊池町長のところでできなくても、私は本当は図書館については、そういう町民の方の委員会ですっと話し合っただけで構わないと思っていたんですよ、ずっとね、別に眠らなくても、ずっと話し合いを重ねていく中で、時代に即応した訓子府らしい図書館が、そのうちちゃんと建てればいいな、なんて思っていたので、それが今度新しい町政になったときにスタートするのもかもしれませんが、その辺がちょっと私自身も悔やまれるところですが、その件に関しては、図書館については、どういうお考えですか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今この圏域構想というのが出てきている。一つは施設とは金をかけるのを北見市なら北見市の中心都市に集中しようという動きがあります。図書館は北見にあるからいいじゃないかと、プールはあるからいいじゃないかと。そしてまた、人口減少社会を国はDXじゃないんですけども、職員も少なくなる。縮減するという言い方をしています。すなわち、施設の配置もありようもこれから本当に問われる時代がきているんだなというふうに思います。果たして、それが国の言っていることは私は全然正しいと思ってないんですけども、一つの町にやっぱりスポーツをする場所、本を借りる場所がちゃんとある。そしてそこで豊かな読書活動や、いろんな活動に発展していくということは大変大切なことだと。北見に立派な図書館があります。じゃあうちの町民の、あるいは子どもが、何人あそこに行って本を借りたりするのでしょうかということを考えた時に、より身近な場所に、より学ぶ、あるいは集う、そういう基本的な公共施設というのは、これか

ら皆さんと議論しながら、やっぱり設置していかなきゃならないだろうなと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 今日はいくさん傍聴の方がいらっしゃっているんですが、私たち議員は今こうやって質問をしたときにはじめて回答書というのをいただきます。昔はこれもなかったんです。だから、訓子府の議会の場合は、その場で再質問したりするんですが、実は、最後の質問、6番目ですね「この先ご自身の進退の決意を伺いたい」というときに、ここに書いてないんですね、書いてなかったので「あれ」と思ったんですけど、先ほど、町長は勇退なさると。そういうふうにはっきりおっしゃられました。そこで、その発言を聞いて、回答を聞いて、あらためて質問させていただきたいんですが、今、図書館に対する思いも一方で聞きました。そうではなくて、まず、一つ目に聞きづらい質問です。それから回答しづらい回答かなと思うんですが、皆さんの声なんですが、もし町長が今期でご勇退なさるんでしたら、次の訓子府町を担ってくれる人材を町長が育てていらっしゃったのか。確信的にそういう方が、お名前を言えということではなくて、ちゃんとその世代の若い世代が訓子府町をちゃんと担ってやってくれるのか。その辺の今の時点でのお考えをお聞かせください。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） これからのというよりも、いつも担う大事な視点を何点か私は自分に言い聞かせてきました。一つは何度もお話しているように、第一義的には、町民に住民に寄り添うことができる。これがものすごく基本だというふうに思っています。そして、何を基調してまちづくりをしていくのかというの、私は憲法というふうに言っています。地方自治法です。住民主体のまちづくりをどのように進めていくかということを果たしてこれから次の人がそれを担ってくれるかどうかというのはあります。

それから町長の仕事というのは、ご用聞きじゃありません。私は知事に対しても道職員に対しても国の職員に対してもお願いをするときにはお願いしますけど、こんなことはできません、今、訓子府で何が課題なのか、何が今、必要なかということをはっきり道職員にも知事にも国会議員にも、あるいは省庁の職員にも言い続けてきました。この自治体の長としての資格を持っているかどうかというのは二つ目です。

私はもう一つは後継をどうか。私も16年前、そうでしたけれども、人に言われて立候補するようなやつは駄目です。自分が命がけの仕事ですから。この町をこんな町にしたいと。菊池とは違うかもしれないけど、こういう状況の中で、こういう町政を運営したいという志に期待したいと。だから、私は育てているかどうか、必ずや思いを持った人がまちづくりを担うという、立候補してくれることを私は信じています。それでもいなかったらどうする。僕がもう1回やりましょうか。そんなことにはならない。絶対。そうなったら、そういう志を持った人を推薦したりとか、いろんなことはあるでしょうけど、まずは自発的にこの町のために命をかけるというぐらいの気迫を持った、気概を持った町民に期待したいと。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 最後に1点お伺いします。先ほど申し上げたんですが、議員にも、この町をどんな町にしたいかという問いかけがありました。まだ私たちも結論は出ていません。それぞれ一人一人、10人の考え方もさまざまです。ここで、ちょっと偉そう

ですけど、町長に今、ご勇退なさるといふ決断のもと、次世代の町長におっしゃりたいことなんでしょうが、要するに訓子府町をどんな町にしてほしいか。どんな町になってほしいか。その思いをお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 国はですね、人口減少社会がどうだとかいろんなこと言ってますよ。でもここに住んでいる4,800人、4,700人、今、管内では減少率で一番少ないわけですけども、この町の住民の一人一人が「ああ、いい町だな、幸せな町だな、ここに住んでいて本当に良かったな」と思えるような町をいつの時代もやっぱり作っていただきたいと思います。

そのために国がいろんなことやってきますよ。そんなことにいちいち振り回されてたら自治体の長はできないと思います。やっぱりこの町の町民が、一人一人が大切にされて、そして幸せだなと感じるような町をつくっていくべきだと私はいつの時代も思っております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） もっと聞きたいこともたくさんあったような気がしたんですが、16年前を思い起こしますと合併が破綻、置戸町との合併協議が破綻して、それから役場の元職員の方、お二人の町長選ということで、おそらく町民も、それから職員の皆さんも二分されたんじゃないかと思えます。首長というのはやっぱり私はこの人が好きだわ、この人を推してるわということ、当然、二分されます。ぜひ選挙終わって、菊池町政がスタートした時点で、やはり最初反発感じてた方々も、やっぱり菊池町政のやり方を時間かかるでしょうけれども、少しずつ理解されていったのかなど。そんなふうには感じてはいます。ただ、これからやっぱり若い世代に託すということは、やっぱり今の時代をしっかりと認識して、時代が変わっていつているんだということも、やっぱり私たち高齢者としてですね、すごく感じなきやいけない。だから、ひとつ訓子府町に大変な時代が、もしかしたら来るかもしれませんが、精神面でですね、訓子府町に希望を持って、訓子府町をいい町にしていくための、町長として、言葉をひとつ残してほしいな。そんなことを感じます。よろしくをお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 4か月ありますから。清水寺の神主が今年をどう表すかということで「戦」という字をあげました。それはロシアとウクライナだけの関係だけではなくて、サッカーにしても何にしても、やっぱり争い、戦の時代だったなということを書いております。私は、これからは地方自治体にとって、ものすごい厳しい時代がやってくるだろうと。そしてコロナ禍の中で、国は未曾有に金を使っています。そして、防衛費にかかる予算も何十兆円というお金を5年計画でやろうとしています。一方で介護保険は値上げしようとしています。後期高齢者の保険料も上げようとしています。まさに本当に住みやすい日本という国なんでしょうか。その点では、体を張って地方自治こそが民主主義の学校だということですね、そしてわれわれが育ち、そしていい町をつくっていかなくやならない。ひとつの言葉はなかなかちょっとお許しいただきたいと。もうちょっと時間ください。やっとな今日、勇退を発言したばかりですのでご理解ください。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 首長が代わっても訓子府町が住みやすく、みんなにやさしくて、人口が減ってもいい町であり続けてほしいなど。そういうことを願って私の質問を終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 5番、西山由美子君の質問が終わりました。
ここで午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、4番、仁木義人君の発言を許します。

○4番（仁木義人君） 4番、仁木です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、一つ目に、これからの教育方針について、教育長にお伺いしたいと思います。

昨年度、1人1台の端末の配置や各学校の通信ネットワークの環境が整い、本格的にICTを利用した学習が始まり、子どもたちの学習環境は急速に変化しています。

学校の授業だけでは勉強についていけない子どもたちのサポートや学習以外の学習の環境整備の必要性が高まっていると考えられます。

また、学習以外にもSNSの普及などにより、複雑な問題や悩みを抱える子どもたちをサポートできる教育環境が必要とも考えられます。

そこで、次の点についてお伺いします。

一つ、GIGAスクールの現状と課題は。

二つ、放課後や休日の学習の場の創設の考えは。

三つ、子どもたちの精神的なサポート体制は。

お願いします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「これからの教育方針について」3点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

1点目に「GIGAスクールの現状と課題は」についてのお尋ねがございました。

社会のあらゆる場面でインターネットやデジタル機器が必要不可欠な時代となる中、新学習指導要領において情報や情報手段を主体的に選択し活用する能力が児童生徒の学習の基盤となると位置付けられ、国の「GIGAスクール構想」により、学校における高速大容量の通信ネットワーク環境と児童生徒1人1台のタブレット端末の整備が本町においても昨年3月に完了したところです。

各小中学校における活用の現状であります。まずは授業の中で操作方法を覚え、タブレットに慣れるところから始め、現在は発達段階に応じたさまざまな場面でのタブレットの活用が図られています。

町内小中学校での活用事例としましては、小学校低学年では初歩的な使い方や授業支援ソフトの利用、キーボード学習、小学校中学年から高学年ではデジタル教科書を使った授業、算数や漢字のデジタルドリルの活用、理科や総合的な学習の時間でのカメラ活用、調

べ学習、学習のまとめや発表・交流などがあります。また、全学年では集会活動や児童会活動などでも活用されております。

中学校では、各教科において、さまざまな活用が行われており、一部教科のデジタル教科書の活用、英語のリーディングの録音、理科の課題や実験の説明、体育での実技動画の活用、健康観察、生徒会活動などで活用されております。

このように、各学校では児童生徒の習熟度に応じて幅広い活用に取り組んでおり、さらに、タブレットの自宅持ち帰りによるオンライン授業などでも活用されております。

タブレット端末を有効に活用するためには、教職員がICT機器を用いて児童生徒にどのような内容で、また、いかなる方法で指導していくかといった中期的な方針や教職員の活用方法の研修が何よりも重要であると考え、一昨年7月に教職員などによる「ICT活用推進会議」を設置し、研修の実施、ICT教育・ICT活用の手引きの作成、タブレット持ち帰りのためのルール作りなどを行い、各学校が連携を図りながら計画的に進めているところです。

今後の課題としては、教材としてのデジタル教科書やデジタルドリルについて国の動向を見ながら整備していく必要があることと教職員の活用スキルを高めるような研修の実施や支援体制の整備などが挙げられます。

これからも児童生徒が学習意欲を高め、学力の充実・向上を図るためのより良いICT環境づくりに努めてまいります。

2点目の「放課後や休日の学習の場の創設の考えは」についてのお尋ねがございました。

社会が大きく変化する中、子どもたちが自ら学び、自ら考え、豊かで幸せな人生を切り拓いていくことが「生きる力」を育むことが求められています。

そのため、子どもたちの発達段階に応じた確かな学力を身に付けさせることが重要であります。

こうした中、子どもたちの学力の定着を図るために、各学校においては、わかる授業づくりに向けてさまざまな取り組みを実施しており、各担任による個々に応じた学習指導をはじめ、町単独の臨時講師を配置し、授業でのチーム・ティーチングや習熟度別指導など、一人一人に応じたきめ細やかな指導体制の充実を図っているところです。

また、学校と家庭が連携して家庭学習の継続や生活習慣の改善、読書の習慣化に努めているところです。

各学校などでの放課後の子どもたちの学習の場の取り組みとしては、学校では各担任による放課後や休み時間における個別指導や長期休業中での学習指導などを実施しており、児童センターや居武士小学校区の「みつばちクラブ」では、指導員等による放課後学習を実施しております。

ご質問のありました放課後や休日の学習の場の創設につきましては、現在の各学校や児童センターなどでの放課後などの学習の場の取り組み以上のことは現在予定しておりませんが、子どもたちの学習・交流・体験などの充実に向けた環境づくりに努めてまいります。

次に、3点目の「子どもたちの精神的なサポート体制は」についてのお尋ねがございました。

子どもたちを取り巻く社会環境は、経済的不安や家庭環境、少子化によるコミュニケーションの場の減少、さらにはコロナ禍による不安、インターネットを介してのSNSなど

による人と人とのつながりなど、子どもたちの生活に多種多様な変化があり、抱える問題は多様化する傾向にあります。

子どもたちの悩みは、自分自身や友人関係、勉強・部活動、将来の進路、家庭生活に関すること、さらには、インターネットやSNSなどによるトラブルなどさまざまな悩みを抱えながら子どもたちは学校生活を過ごしています。

子どもたちの相談体制については、学校などでの生活の中で直接向き合っている担任教諭を含む教職員が一人一人の子どもたちを観察し、悩みや不安を見逃さないように学校全体で取り組んでいるところです。

また、教育専門員の学校訪問や関係機関との情報の共有を図り、さまざまな教育相談などに対応しているところです。

これからも子どもたちに寄り添い、家庭・学校・地域とも連携しながら「子どもたちが安心して過ごすことができる環境づくり」に努めてまいります。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） ご答弁のほういただきましたので、内容のほうも含めて、いくつか再質問のほうをしたいと思います。

まず、一つ目のGIGAスクールの現状と課題についてなんですけども、冒頭にもちょっとお話させていただきましたけども、昨年度より本格的にGIGAスクールが始まり、答弁の中にもありましたけども、実際に1人1台のタブレット型のノートパソコンを利用し学習が始まったわけなんですけども、私の中学生の娘も学校だけの利用ではなくて、毎日自宅に持って帰ってきて実際に利用しています。学校での利用について、話を聞いてみると、やはり先ほど、こちらのほう答弁ありましたけども、科目ごとの授業の教材の補助に使っているほか、調べ物をしたり課題の提出に利用したり、また先ほどあった体育や英語などでは付属のカメラを利用して動画を撮影し授業に使ったりもしているようです。そのほかにも学習だけではなく、担任の先生からの連絡に使ったり、部活動などでも利用されているなど、私が思っていたよりも幅広く利用していました。それだけさまざまに利用し始められているタブレット型の端末なんですけども、先ほどお話したように中学生は自宅に持って帰ってきて利用しているようなんですけども、おおむねで構いませんので、現状、小学校と中学校ではどのように利用されている、中学校は持ち帰りしてますけども小学生も持ち帰って利用したりしているのかや先ほど1年生はタイピングですとか基礎から学んでいるという話もありましたけども、もう一度ちょっとその辺を詳しく利用状況についてお伺いします。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、GIGAスクールにおける1人1台端末の活用について、小学生の部分の持ち帰り、それから具体的な活用方法についてのお尋ねがあったかと思います。

まず、小学生の持ち帰りについてはですね、長期欠席ないし病気等でお休みにならなきゃならないというような状況のときにですね、持ち帰りをして、オンライン授業とといいますか授業の配信をしているような状況でございます。中学生のようにより深く活用という

まではまだ行っていないかと思しますので、そのような形に今、対応しているということでご理解をいただきたいと思ひます。

それから小学生の具体的な活用方法ですが、回答書にもありましたが、より具体的にいきますが、中学生まではいきませんが、先ほど言ひました体育での動作の確認で動画をしたりとか、今、算数なんかでも図形が分かりやすくするような形で活用するとか、それから、どうしても低学年はキーボードで打ち込みといひのは、まだローマ字を習っていないので、なかなか難しいところなんですけど、キーボードを練習するゲーム感覚のソフトがあります。それを今、活用しながら低学年もやっているところがございますが、具体的にあと手書きでやったりとかっていうことになるかと思ひます。

それから、小学生は今、算数のドリルを導入をしております。それでタブレット上で活用したりというようなことをしているところなんです。あと高学年になりますと、調べ学習ですとか、それを発表するためにやったりとか、あと今、学習支援ソフトといひましてロードノートスクールというのがあるんです。これは3校とも入れてますが、それは個人で、例えばなかなかこう発表しようといひるときに、手を挙げにくいようなお子さん方もいらっしゃるかと思ひます。一人一人の最適化を図る学習というのが目標の一つでもありますので、それはカード型式に書いて、それを先生に提出をして、全体で確認をしたりとか、それをもって話し合ったりというようなことで、個々の学習だけではなくて、そういう発表しやすい環境、それから共同での学習ということに活用している状況です。多岐にわたってございますが、使い方については、このようなことで使われているということでご理解願ひます。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 低学年、1年生を含めてですね、学年と年齢に合わせて、まず慣れることからやり始めて、だんだん大きくなっていくに合わせて授業で活用していくという説明を受けまして、大変納得いたしました。まず、GIGAスクールでタブレット含め、そういうICT、インターネットを使った授業が始まってから、何か子どもたちに変化というものが、良い面も悪い面もいろいろあると思うんですけど、何かこう変化があったのかということと、また、先生たちや保護者の方から何か反応とか意見とか、何かもしありましたらお伺ひします。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、このGIGAスクールによる変化というところでございます。きちんとアンケート調査などを行っているわけではないので、ちょっと聞いている部分ですとか、ちょっと感覚的なところもあるかと思ひますが、そほ辺はちょっとご勘弁いただきたいと思ひますが、変化ということでは、先ほどちょっと個別最適化の部分で個々、なかなか手を挙げれない。発表できないようなお子さんもカード形式のものにかえて提出をしてということでは、非常にこう何て言うんですかね、導入部分ではうまく進んでいるのかなと思ひます。恥ずかしがらないで、いろいろなものを提出して、それをきちんと先生も手を挙げる子だけじゃなくて、そういう子も含めて、きちんと先生が対応できるというような状況になっているかと思ひます。それから保護者の反応ですが、やはり子どもたちが家に持ってきたりということも含めてですね、学校でやっているようすを見て、非常にやっぱり時代に合った活用方法されているなというようなことも聞いており

ます。中にはもっと使ってほしいというようなこともあります。そのようなことで聞いております。あと一部、学校によっては、このタブレットなりを活用しながらですね、学校評価等もしておりますので、そのような場面では保護者も理解していただいているという部分が多いのかなと思っております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 保護者の方たちも前向きにこれからもどんどん使ってほしいという意見が出ているということなので、安心もしますし、これからの時代としても、やはり使えることが当たり前ではないですけども、必要にはなってくる部分なのかなと思います。先ほど答弁の中にあつた教える側の先生の件なんですけれども、先生に対して利用に対して指導方法というんですか、どのように行っているのかというところがあつたんですけども、先ほどICTの推進協議会を立てて先生たちで研修ですとか行っているというところがあるんですけども、ICT活用推進会議ですか。このまず会議について、どのようなメンバーで、先生だけなのかというところと研修がどのようなものを行われてたり、始まる前から集まってどういうふうに入らしたという会議はしてたと思うんですけども、実際に始まってからも、この推進会議というのは活発に活動されているんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、ICT活用推進会議の内容についてのお尋ねがございました。

まず、構成メンバーですが、各小中学校の教頭先生とそれからICT担当とは言わないんですが、主に教務の先生になるかと思いますが、各学校でICTのこの会議に出ただく先生を決めていただいて、教頭先生とその担当の先生に出ています。委員会の方では、私とか補佐とかあと教育専門員の2人の先生に集まっていただいて、この会議を開いております。それが終わりましたらもう一昨年から進めております。中身的には、この端末をどう導入するかとか、それからどういうものが必要だとか、ルール化をどうするかですとか、それから活用の計画、それから手引きの作成など、随時、年に数回行っておりますが、今年度も導入が落ち着いておりますので、今後はソフト関係の部分、それから研修環境の部分ということで今年度は1回実施をしておりますが、今後もまた冬に向けてですね、もう一度、1回程度行う予定であります。

それから研修についてですが、この会議の中でも話題になりましたが、やはり子どもたちに教える上では、先生方のスキルアップが必要だということで、昨年度も研修をこの会議の中、主催としてですね、2回ほど実施しております。今年度につきましては、各学校ごとにですね、各学校のいろいろな重点課題にもなっておりますので、各学校内で行ったりとかですね、それから学校間でお誘い合いをしながらですね、研修なり授業の部分での参観をしたりということで行っているところでございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） GIGAスクールが始まってからも前向きに推進会議の方を行われているということでしたので、これから子どもたちのGIGAスクールに対してですね、遅れが出なかったり、訓子府の方が遅れたりというのがないように引き続き推進会議の方

を行っていただいで進めていただきたいと思います。

また、タブレットを自宅に持ち帰る、中学生も含めてですし、あと学校の中でももちろんいろいろ使われているということなんですけども、その本体の故障や破損、いろいろ故意的なものですとか事故によるものとか、いろいろあると思うんですけども、そのように起こったときは、どのような対応を考えているのかということと、今までにそういうトラブルは現状としてありますか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、端末の故障、故意もありますし、そうじゃない場合、それからその対応について、どうされているかというお尋ねがございました。

実際に機械ですので、いろんな要因で破損、故障する場合がございます。実際に各校一、二台ぐらいの故障が発生をしているところです。この対応につきましては、修繕料の中で対応をしているところでございます。故意のわざと、意図的に壊したという例はございませんが、仮にそういう場面があればですね、そこは不可抗力ではございませんので、保護者に弁償していただくというような形になるかと思いますが、不可抗力であれば、町の予算の中ですら、修繕で対応していくということで考えております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） どうしても機械ですので、あと台数もかなりの台数を抱えているという部分があるので、これからトラブルですとか、どうしても長年使っていくと全台同じふうに進んでいくので、また買い直しになったり、追加したりという部分で大きな費用がかかってくるという部分もあると思うので、故障や破損などについてのトラブルとか対応も引き続きお願いしたいと思います。GIGAスクールについて、最後なんですけども、今後、訓子府町では、ICTを利用した学習について、どのように利用して活用していくかという考えなのか、もしあればお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） GIGAスクールを進める上で、この今、情報化社会の中で必要不可欠なものという部分があると思います。しかし、やっぱり道具の一つとして使う部分でありますので、今までもお答えしているように基本は対面授業を行いながら、それとICT器具を活用しながら、俗に言うハイブリット型の学習というのが、新しい令和の時代の主流ですので、それらのことを含めながら進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） もちろん、やはり教育というところは対面が重要というところで、だけでも現在のICTを利用したという、先ほどハイブリット型の教育というのが、これからはどんどん進んでいくと思うので、それに取り残されることのない、子どもたちが取り残されることのないようにですね、教育の方、また学校現場と協力して進めていただきたいと思います。

二つ目になるんですけども、放課後や休日の学習の場の創設についてなんですけれども、自宅や学校以外の勉強場所などはもちろんなんですけども、子どもによっては、自宅ではなかなか勉強がはかどらない。分からないところが出て聞かぬ人がいないなど、自宅学習だけでは難しいところがあると考えられます。現在、先ほど答弁にもありましたけども、

子どもたちは放課後に自宅以外の学習場所として学校や図書館、小学生だったら児童館などを利用していると思いますが、放課後や休日に自宅以外に、今でしたら、それこそWi-Fiの環境の整って仕切りのついた個別のテーブルの学習のスペースを設置するような、何かこう子どもたち、主に子どもたちですね、学習に使えるような、そういうようなスペースというのが訓子府町にもあったらいいのかなというふうに私の方、思っています、今現状として訓子府町の施設をちょっと考えると新しい何もないところに、そのようなスペースを作って、誰か管理するような方を、見てもらうような方を置いてというのであれば、なかなかこう費用もかかりますし、難しいのかなというふうに考え、今現実として訓子府にある施設でとなると図書館か公民館にあるラウンジみたいなところがいいのかなというふうには考えられます。どちらも今でもWi-Fiも使えますし、椅子、テーブルはあるんですけども、なかなか学習が中心という形ではなっていないので、そこを何かこう形を変えて、放課後ですとか、また休日にも使えるようなスペースにもできないのかなというふうに思いました。実際に図書館の方には研修ですか、今あるもの。ちょっと中を見させていただいて、実際に職員の方にも話を聞いたりしたんですけども、研修室も何かのイベントごとでは、いろいろ映画を上映したり、いろいろ使ったりするんですけども、使っていないときは、意外とスペースもありますし、図書館ですので、利用しやすさ、入りやすさという部分もあるので、何かそういうところに、テーブルですとか机関係のものを置き、気軽に使えるような、勉強ができるような場にできないかなと思ったんですけど、こういうような学習スペース、自習スペースというようなものについて、何か考えはありませんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） ただいま、子どもの学習の場、学習のスペースということでの図書館や公民館というのを例に挙げての質問でございました。今、仁木議員がおっしゃいますように、まず図書館につきましては、現在、研修室というものが学習できる場として開放しております。例えば中学校でいいますとテスト前ですね、テスト前に放課後、中学生の子どもたちが図書館に来まして研修室をグループなどで利用していただいています。その際に各自、テーブルを出したり椅子を出したりして学習をしています。次に、公民館でございます。公民館につきましては、自由に使えるスペースがロビーでございます。ロビーにつきましては、利用の目的に限らずですね、学習でも自由に使えるようにしております。ですので、図書館ほどではないですが、放課後のときに中学生、高校生がロビーで過ごしているという場面もございます。これら施設につきましてはですね、やはり、例えば図書館でいきますと本を借りたり読書するだけではなくて、子どもからお年寄りまで町民の居場所として利用してもらおうと来館をしてもらおうというのが大切だと考えております。また、公民館についても同様にですね、自由に使えるロビーを開放しておりますので、そこは気兼ねなく、子どもでもね、居場所として活用していただきたいというふうに思っています。これらにつきましては、図書館についてはですね、従来から利用できますよと。活用できますよという周知はしていますが、町民全体や、なかなかこの周知が浸透していない。行き届いていないという部分もございます。ですので、町のホームページやまなべるやSNSなどでですね、とりわけ対象となる中高生、若い人たちを中心にですね、周知の方を努めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 今、実際に公民館や図書館の利用状況について、合わせてご説明いただきました。実際にうちの子どもを見ても、やはりテスト前に友達と図書館を利用したり、また休みの日に公民館のロビーですか、の方で勉強したりというのも行っているんですけども、図書館の今、もちろんスペース的な問題もあるので、テーブルの数に限りがあったり、仕切り付きの個別の机もあるんですけど、それも数に限られているという部分もあります。図書館のロビーについても、この自習のスペースというのは、もちろん小学校、中学生、高校生だけじゃなく、大人の方ももちろん学習という部分にはもちろん利用できるようなスペースにしないとイケないのかなという部分も考えますので、研修室が広く使える。公民館ロビーが使えるというところでありました、机ですとか仕切りのついた固定式のもので、もう少し学習も使うのにメインで使えるようなところに改装まではいかないんでしょうけども、そういうものの設置ですとか、先ほどの広報が大事というのは、そのとおりでと思うんですね。学校を通してなのか、こういうスペースで自由に使えるんだよというところも合わせてですね、この辺を前向きに進めていただくような考えというのは、できないものでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 放課後の学習の場としての学びの場の充実というのは本当に大切な部分だと私自身も思っているところで、特に公民館と図書館の部分のお話を伺ったところでございます。それで、それぞれがそれぞれの中での役割を持っている施設ですので、例えば、図書館の研修室に、例えばそこを学習の場として提供するにしても、随時専用をずっとさせるといふことにはできませんので、何かほかに図書館的な何か行事だとか入ったとか、そういうところがまずネックになるのかなということ、あと利用時間の問題。その辺も休日も含めた中でいろいろあると思います。ただ、いろんな環境の中で今考えられる想定できるのは、やっぱり私自身も公民館とか図書館だというふうに思いますので、ただ、その辺のこの環境づくりをどうしていくかというところは、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） ぜひ、ここの部分を子どもたちの勉強のスペースというところを考えていっていただきたいと思います。また、それに合わせてですね、学びの場の提供、場所のだけの提供ではなくて、できましたら自習している子どもたちが気軽に分からないところを質問したり、学習も教えてもらえるようなことでは、元先生ですとか、町内に教えられるような方たちによる放課後や休日の学習指導員というんですかね、そこまで大きなあれじゃないのかもしれないですけども、そういうような指導員を配置するというのも合わせて考えることはできないんでしょうかという質問なんですけども、そういう先生というのは担任の先生でもなく、学校の先生でもなく、また親でもなくというところも立場で、親や学校の先生には相談しづらい日頃の悩みも困っていることなども相談しやすかったりという部分もあるので、学習ですとか、それに合わせて、そういう悩みも聞けるような方たちをそれこそ常勤になるとなかなか難しいかもしれないので、そういうような指導できるような方の配置というのは、合わせて置くことはできないでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 学習支援員の配置ということのご質問ですけど、先ほど私が最初に答弁したように、例えば、休日だとか放課後も含めて学校で個々の部分でそういう気になる子だとか、今コロナ禍で行ってませんが、長期休業中には集中した学習期間を設けているというところでございます。そのような中であらためて放課後の学習の場で学習支援員ということでございますけど、まず、俗に言う学習ボランティアというふうに私は理解したんですけど、例えば放課後にそういうように学習をというか勉強を教えるということになれば、塾みたいな形にもなりますし、そこをどうやっていくかということも一番大きな問題だと思います。何よりもそういう人材がいるかどうかということ。本町ではスクールサポーター制度を設けて、それも含めた人材の公募をしていますけど、今のところ学習ボランティアという部分では、ちょっと登録もされていないという状況もありますし、例えば、町の臨時講師さんを雇用する場合にですね、その人材を求めたときになかなか町内にもいないという状況もありまして、その辺のこの人材の発掘も含めた中で、その辺を今後どういう子どもの学びの場を提供していくかということ調査、研究してまいりたいというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） ぜひですね、今、お話にあったように、さまざまな形が考えられると思うんです。塾方式なのか、本当に担当の方、普段は座っているだけでも気軽に声をかけられるような先生的な立場でいていただくのかという形で、いろんな方法があり、それをですね、普段の学校以外の学びの場として訓子府でも前向きにですね、考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

子どもの教育について、最後の質問なんですけども、現代の社会では、大人だけではなくて、子どもたちも複雑でさまざまな悩みが起こる時代だと考えられますが、何かこう問題が起こったときに、悩んで、保護者とか先生、また友達などに相談できればいいんですけども、その子の性格や問題の内容によっては、身近な人に聞けないことがあると思います。また、そのような子どもたちからのSOSを周りが見つけられることができればいいんですけども、とてもなかなかすぐに見つけるということは難しいことだと思いますので、何かこのSOSを気軽に発信できるシステムづくりができればいいんですけども、現在、子どもたちの悩みについて、学校や教育委員会では、訓子府ではどのような対策や対応をしていますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、子どもたちの悩みの相談について、どういう対応をされているかというようなお質問だったかと思えます。

現在、本町の教育専門員がですね、教育相談という形でですね、チラシでも配布をしておりますが、親と子のための教育相談ということで、保護者、またはお子さんのということで受け付けをしておりますが、実態としては、なかなか電話連絡、それから直接、面談相談等でお越しになる方はあまりいらっしゃらないような状況です。こんなこともありますので、教育専門員の学校担当が毎月、学校の方に訪問をしてですね、相談日を設けたり、それから学校の管理職等からですね、子どもたちの様子などを細かく聞き取りをしながらですね、対応できることは対応したりというようなことをしております。

また、あと年に2回、チラシを配布しておりますし、学校でもチラシを配布しておりますが、本町の教育委員会以外でもですね、管内の教育局の教育相談の電話番号ですとか、道の教育委員会が行っております相談支援センターの電話相談、こちらメール相談もしておりますので、そのようなチラシの案内をしたりとかですね、ここ数年なんですけど「ほっかいどうこどもライン相談」ということで、これは北海道教育委員会が実施をしております。毎日ではないですし、24時間ではないんですが、限られた時間、原則として、月曜日の夜ということなんですけど、そのようなことで対応していただいて、長期休業明けなんかはですね、夕方から夜にかけての時間、毎日対応するというようなことをですね、していただいておりますので、そういったチラシを配布をしてですね、今、対応しているようなところでございます。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） さまざまな電話相談ですとか、指導員の方を利用して相談する窓口というのを作っているお話なんですけども、なかなか若い世代や子どもたちというのは、特に直接会って話すという、電話でも含め、なかなかこう苦手とする子というのは現代多いと思いますし、悩みや友達関係などによっては、なかなかこう直接お話するというのが難しいという場合もあると思うんですけども、例えばLINEなどのSNSを使って、もちろんスマートフォンを持っている、利用できる状態の子というふうに限定されてしまうかもしれないんですけども、そういうようなものを使って相談を受け付けるような窓口というのは設置はできませんでしょうか。実際として、一つのアカウントを作成するだけで、LINEの受け付けをしていくと悩みがなければこないでいいですし、来るような方はQRコードか何かでLINEで友達になって簡単な相談ができるというようなものというのもできないのかなというふうな考えもあるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 例えばSNSを活用した、今、LINEの例をとられてお話をされたんですけど、先ほど課長が答弁したように、北海道としては、そういうSNSを活用した相談窓口を設けているというような状況です。個々の例えば学校でやるかというところで申し上げますと、まず、そういう体制づくりができるかという問題もありますし、俗にSNSによる教育相談の課題と言われているのは、相談が双方向のやりとりになるか、相談ですから一方通行になるかどうかということもありますし、あとは即応性があるか、切迫した相談で、その状態の中で対応できるかどうかとか、例えばあと、そういうこの時間帯の問題とか、いろんな課題が今言われている部分でございまして、今後の情報化社会の中で、そういうところも一つの手段ということで今後、本町としても、その辺の状況を見ながら課題、調査、研究をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） ぜひですね、LINEなどのSNSというの利用というのは、もう一つの考えの一つだと思いますし、もちろん先生ですとか保護者の方たちが、その悩みを見つけて聞いて解決に結びつくというのが一番大事なことだと思いますので、そういう現代で使えるものというのを利用しながら、ぜひ、子どもたちの悩みですとか、トラブルを未然に防ぐというところも、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

一問目の最後に、ICTの急速な発達などによって、子どもたちの学習や生活環境も大

大きく変わり続けていて、それに伴って学校や家庭、地域なども含めて、子どもたちの学習方法やサポートの方法というのは、変化していくと思うんですけども、引き続き、それがやはり重要課題と考えますけども、今後の訓子府の教育方針について、教育長の方から何かご意見の方いただきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 特にICT教育の環境の中での本町の進め方の質問だと思えます。それで、私自身もこういうさまざまな進展する情報化社会、特に、学校においては、ICT教育ということが加速度的に今、進んでいる状況で、ただ、一方では、そのルールづくりとか、その活用方法についてもいろんな問題があるというところは認識しているところで、先日、学校運営協議会、コミュニティ・スクールの運営協議会でさまざまな、そういう子どもに直結する課題について、お話をするんですけど、そこでもそういう家庭内でのルールづくりについてもお話をさせていただいたところです。それで、やっぱり、何て言うんですかね、子どものその即応性と保護者やおじいちゃんおばあちゃんがそこにやっぱり対応できない。孫や子どもは家でそういういろんなことやってても、やっぱり親がその辺のこの状況がなかなか理解できない。そこで時間が長くなったりとか、そういうところにもつながっているというところもお話がありましたんで、私自身も何よりも、そういうところと言えば、家庭内でのルールづくりが一番必要だと思っておりますので、その辺も含めた中で今後必要不可欠であるICT教育を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） ぜひ、子どもたちのこれからの教育のためにも前向きなですね、教育方針について考えていただいて、子どもたちの健やかな育ちにつながっていけばいいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、二問目の方に移りたいと思えます。

町有車両の管理について。

町で所有している公用車や作業車などは、使用目的に応じ多くの車両を管理していると思いますが、年式の古い車両も多く見受けられます。

しかし、車両入れ替えの時には多額の費用がかかり、消耗品やメンテナンスなどの維持にも多くの費用がかかります。

現在、車両の種類や所有方法などは多岐にわたり、経費削減や環境を考えた方法も多くあり、今後さらに効率的に車両を管理することが重要と考えられます。

そこで、次の点についてお伺いします。

一つ、現在の車両の現状と課題は。

二つ、電気自動車導入の考えは。

三つ、車体へのラッピングなどによる町のPRの考えは。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町有車両の管理について」3点のお尋ねがございましたのでお答えをさせていただきます。

1点目に「現在の車両の現状と課題は」とのお尋ねがございました。

本町の町有車両については、一般車両12台、各課車両26台、スクールバス4台、ごみ収集車2台、土木車両11台の合わせて55台を保有しております。

課題としましては、現在使用している車両の中には、25年以上経過している車両が10台程度あり、町としては、できるだけ大事に長く車両を使用してきましたが、長期間使用により部品供給がなく、修繕料の高額化や修繕期間の長期化のほか、長距離走行に使用できないなどが挙げられます。このため、昨年度より「一般公用車更新計画」等を策定し、順次更新していくこととしております。

2点目に「電気自動車購入の考えは」とのお尋ねがございました。

現状では1人乗り・町内限定の条件で寄贈車両の電気自動車1台を所有・管理しています。政府は昨年「2035年まで乗用車新車販売における電動車比率を100%にする」目標を掲げており、充電インフラも2030年までに15万基設置することとしています。また、地球温暖化対策の国際的枠組みであるパリ協定を踏まえ、政府は「カーボンニュートラル」を宣言してもいます。

このように、世界的にも電動車や合成燃料等の脱炭素燃料の利用へとシフトする中で、本町公用車の導入・更新においても電気自動車に限らず環境配慮型車両への転換を検討する時期にきていると考えています。

3点目「車体へのラッピングなどによる町のPRの考えは」とのお尋ねがございました。

公用車両の使用につきましては、町内をはじめ、北見市およびオホーツク管内への移動が大部分を占め、管外には年に数回程度というのが実態であります。しかしながら、議員が言われる町の魅力をPRすべきとの思いは同じでありますので、費用対効果も見極めながら検討してまいりますので、ご理解願います。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） ご答弁いただきました内容を含めて、引き続き、再質問をしたいと思います。

まず、一つ目の現在の車両の現状と課題についてなのですが、答弁にもありましたけれども、使用し始めて15年、本当に20年、30年近く使用している車両というものもあるようなんですけども、先ほど一般公用車更新計画を策定し、昨年度から始まっているようなんですけども、車両の入れ替えの基準とかルールというのは、その計画に基づいて、どのようなものになっていますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 今、現有車両のですね、切り替え、更新についてのご質問がございました。

今まで、先ほど答弁あったとおり、今まではですね、長く使えるだけ使って、使えなくなったら新しく更新しましょうという考え方だったんですけども、昨年度、議員おっしゃるとおり、質問のとおりですね、一般車両の更新計画、そこに「等」とつけてますけども、そこには土木車両の方とあと建設課の各課車両の方も作らせていただいています。合わせて「等」として書かさせていただいてますけども、今、現有車両の中で買った年からですね、5年刻みで車両全て計算しまして、過去使っている年数の部分の修繕料ですとか、

維持費というのを昨年度全て計算させていただきまして、計画の中では一番安価になるというところでいくと15年という数字が割り出されています。15年に一度更新していくのが一番安価であるというところでは計算できてますので、今後はそちらを目途に更新を計画していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 一般公用車の更新計画で15年というところで、先ほど答弁でもありましたし、今、回答の方でもありましたけども、もちろん長く使うというのは大事ですし、使えなくなるまで今までは利用していたというところなんですけども、今の本当に現代の新しい車両というのは、安全対策ですとか、環境対策、燃費も比べものにならないほどいい、維持費、そういうのを含めるとやっぱり維持費が下がるというところで、15年で計算すると一番安価に更新ができるというお話で、すごくそこら辺は知らなかったので、すごく勉強になりました。実際に今、そういうふうに購入というかたちで続けるというのも、やはり15年で安価というのあるのかもしれないですけども、実際に今、乗り方として、リースですとか、定額制というのもの、さまざまな車両の所有方法もあるんですけども、町の車両として、購入以外のそういうものを利用した入れ替えの考えというのは、ありませんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） ただいま、町有車両のリースの考え方についてですけども、町としてもですね、リース等の検討は行っております。ただ、リース、定額制でもそうなんですけども、車両を改造するような車両というのは、リースの対象にならないんです。例えば、スピーカーつけますとか、パトランプつけます、あと無線をつけるときにどうしてもホールド穴開けなきゃならないとか、そういうのはなってしまうので、こちら方はちょっとリース対象にはならないということで、そこは除外するとしても、一般車両においては、そこがつかない車両においては、そういうの検討の価値はあると思っています。ただ、検討させてもらったんですけども、まだ今のところのリースの定額制も合わせて、その金額というのは、先ほど言った15年として計算したときには、最初の7年とかのリースバックの契約をやった時点では、やはり会社の方の経費等ですね、タイヤの方とかをうちも購入するときには、地元のタイヤ業者さんから入札で安く落としてますので、そちらの方が定価で金額に組み込まれている。リースの場合は、ということもありますので、そちらの方でやるとどうしても、今、現有上で1台買って15年やるよりは、1台当たり大体10%、15%の部分で経費が上乘せされてしまうという今のところの現状です。ただ、今後、まだ、リースの契約の方法によってもう少し薄まっていくのかというところはまだ検討する課題はあると思っています。

以上です。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） リースなどの方法も検討には含まれているというお話でしたので、もともと購入が全てというところではもちろんないと思いますし、これからどんどん新しい乗り方というのは、家庭だけじゃなく、そういう公用車にも広がっていくのかと思いますので、そういうところは購入だけという考えじゃなく、気軽にじゃないですけども、い

ろいろ方法をとって安心安全に使えるような公用車というのを納車していただきたいなどというふうに考えます。

また、先日、納車されたアルファードもそうなんですけども、半導体の納期の遅れなどでしばらく納車に時間がかかったというのがありまして、一般の方たちも車をほしいんだけど、予約してからしばらく納車できないという話があるんですけど、こういうことから、町が考えているその計画で申し込みをしていっても、なかなか納車されないというところで押されて押されて、実際にこう計画どおりいかなかったり、まとまってこう入れ替えの時期が重なったりしてしまうというような問題も出てくるんじゃないかなと考えられるんですけども、そういうのも含めた更新計画になっているんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 当初、この更新計画を立てるときにですね、26年からですか、あります環境省、当時、低炭素の補助金等々を使うことも考えられたんです。今は去年のゼロカーボンになりましたんで、ゼロカーボンの補助金が今年度から始まったのも把握しています。ただ、そちらを使うにもラインがありまして、2億以上ですとか、そこら辺のラインがありますんで、公用車だけ買うということには、さすがにならなかったということがまず前段にあります。本来であれば、それが使えるのであれば全車替えるということも検討できるんですが、1回ここで全車買ってしまると次の更新のときに、また全車買わなきゃならなくなるということは、逆に言えば町の財政負担が増えてしまうということもありますんで、今回の計画においてはですね、まず壊れてしまったものはしょうがないというふうには考えますけども、一般車両に関しましては、先ほど言ったアルファードが入りましたので、今までのプリウスが古いところの公用車のあるところの一般車両に入り込むですとか、そういう工夫しながら、まず2年に1回、1台ずつ更新していくというところで、一般車両につきましては、11台ですかね、そちらの方はそれで粗方20年ものは4年から出なくなるというふうな試算で考えております。あまり買うやつを一気に何台も買うということは、あまりしたくないなというふうに考えていますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 計画がかなり綿密に組まれているというところで、私の心配しているようなところもなさそうということで安心しました。また、今年は災害などでかなり重機ですとか、そういう専門のバックホーですとか、そういうものをかなり使うようなことが多かったと思うんですけども、そのような緊急時や非常事態における、そういう重機ですとか、またそれ以外の公用車について、今、現状のもので十分、車両や重機というものは足りていますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 今年、先ほど町長からありましたけども、6月、7月で3回の被害受けてます。そちらに対してまだ災害復旧ができていない箇所もあることは事実でございます。また機械的にいきますと、まず重機に関しましては、常時で考えているんです。常時の維持管理として考えている車両としては、今は土木の会計年度任用職員が5名いますので、その5名でやりくりできる分の車両については、全て網羅しているかと思えます。ただ、今回、災害時あったときに、やはり、うちが持っているユンボだけでは足り

ない。機械が小さすぎるですとか、あと、運ぶダンプが足りないですとかということもありますので、7月の臨時会で補正させていただいたとおりですね、機械借上料ということで、あの中には業者からのダンプ、ユンボの機械の借り上げもありますし、レンタルで大きいユンボ借りたりとか、4 tダンプ借りたりとか、そちらの方も見込みで入れておりますので、そちらのお金を使いまして、臨機応変に重機の手配等をしながらやっていきたいと思えます。一般車両の方の公用車につきましては、粗方大体毎日のようにほとんど使われているような状況なんです。ただ、そこでいっぱいになって重複した場合もですね、各課車両26台ありますので、そちらの方、各課に相談して空いている車を借りるだとか、そういうところありますので、今のところまだ増やしていったりとかというふうな考えは持っておりません。

以上です。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） そうですね、計画的にとオペレーターの方たちの数というのがどうしても合う合わないがあると思えますので、非常時、災害時にもですね、対応できるように、これからも計画の方も合わせて進めていただきたいと思います。

続いて、電気自動車についてなんですけども、今、各社より市販されている電気と燃料を一緒に使用するようなプラグインハイブリッドカーや電気だけの使用する電気自動車というのが市販されているんですけども、かなりこういう車について、燃費の問題もかなりいいところの費用の削減、環境の配慮という部分にもつながりますし、このような電気自動車は災害時や停電のときに電力の供給もできるということもあって、公用車にはうってつけだと思いますが、このような考えも、先ほど検討する時期にはきているというご答弁いただきましたけど、ここも計画には含まれていますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 先ほど答弁したとおりですね、もちろん検討には入っています。ただ、今、順番として、今、先ほど言ったようなサイレンつけるようなライトバンの形ですとか、そこら辺きてますので、まだ一般の車両が次の次にきますので、そこまでに検討しておこうと思ってます。ただ、基本的には、駐車場の車庫のところに通常充電をつけなければならない。こちらに関しては、費用はないんですが、出張先のところでまだ充電器が、急速充電ですとか、そこら辺のものの整備がされていない。先ほど言ったとおり国の方では2030年までに15万基の充電器を設置するとは言ってますけども、こちらの方のオホーツク管内にそこまでの数が来るのは何年先になるのかというのがありますので、その設置数の方、確認しながらですね、十分安全性確かめれるようになった時に購入のタイミングだというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） これから、電気自動車という部分ですか、プラグインハイブリッド車というのは、当たり前に乗られる時代、だんだん近づいてくると思えますので、公用車というところにも乗り遅れないで、先取りしてというぐらいでも考えでも、そういうのも含めて検討していただきたいと思います。

最期なんですけども、車体へのラッピングによる町のPRについてなんですけども、ほかの自治体でもよく見られるんですけど、車にラッピングのカーラッピングというものを

使って町のPRをしていくのはどうかということなんですけど、実際に客観的なのか私だけなのか、訓子府の車両が地味すぎるんですよね。年代がたっているというのもあるんですけど、訓子府町っていう文字にしても、こう地味ですし、その辺がパッと見て分からないですし、先ほど管内ですとか道に走ったときだけに訓子府町のPRではなくて、町内走らせることも十分に訓子府町のPRですとか、分かりやすいし、町の車がそういうふうにならな感じのある感じになったら面白いのかなという部分で、ちょっと質問させていただいたんですけども、ここの部分について、もうちょっとせめて訓子府町の文字もかわいくしたり、せめてマークつけたりというようなことも含めて、何かラッピングについての考えを聞かせてください。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） ただいま、議員の方から愛着湧くといいますかね、そういった効果もあるんじゃないのかというようなこともございました。実際、バスなんかと比べて停車時間がどこかに停車してて町外に行った場合はですね、停車してて、視覚的な広告としての効果はちょっと薄いかなどは思うんですけども、今言われたように、訓子府町の文字も含めて、今後、公用車の、町として、こういった活動もやっているというPRにもなるかもしれませんので、その辺も含めて研究してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） ちょっと時間も最後になっちゃったんですけども、この辺の車、費用もかかる問題ですし、いろいろ維持するにもお金がかかると思います。車両について、最後に町長、すいません時間があれですけども、一言いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 次に委ねますけども、計画に基づいて、そして今、5年に一度、5年にとりよりも5年のスパンで公用車の購入だとか、予算は毎年9月にやっているんですよ。それで距離とか緊急度とかっていうことも総合的に判断して予算付けをするということが一方でやっています。今、緊急だと私が思っているのは救急車です。町長公用車は、やっと入りましたけれども、今、仁木議員の提案を大事にしながら進めていきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 以上です。

○議長（須河 徹君） 4番、仁木義人君の質問が終わりました。

ここで午後3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時20分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

次は、3番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫君。

○3番(山田日出夫君) 3番、山田日出夫です。マスクを外して聞こえやすいようにということでご指示がありましたので、マスクを取らせていただきました。

それでは、通告書に従いまして、質問させていただきます。

最期まで住み続けたいふるさとづくりについて。

過疎と高齢化の下でも最期までわが町に住みたいと思えるふるさとづくりの方向性はさまざまあると思います。中でもお年寄りに住みやすさと安心感を持ってもらうことが大きな焦点だと考えます。

過去に関連の一般質問を何度か行っていますが「お年寄りの住みやすさを追求する施策」に絞って、今回は質問をさせていただきます。

- 1、お年寄りが住みやすい町への現状認識は。
- 2、比較のお元気なお年寄りの生きがいづくりへの新しい施策は。
- 3、介護を必要とする方々や家庭の現状と課題は。
- 4、ボランティアの育成と積極的な活動支援は。
- 5、町内老人福祉施設の運営の課題と支援の計画は。
- 6、お年寄りの住環境を改善する新しい施策は。
- 7、お年寄りの不安解消や生活全般の支援にあたる専門の部署を設置する考えは。

以上、よろしくをお願いします。

○議長(須河 徹君) 町長。

○町長(菊池一春君) ただいま「最期まで住み続けたいふるさとづくりについて」7点のお尋ねがありました。教育長へのお尋ねもありますが、私の方からお答えさせていただきます。

1点目に「お年寄りが住みやすい町への現状認識は」とのお尋ねがございました。

町の在宅福祉サービスとして、見守り支援では、愛の声かけ訪問、訪問サービス、配食サービス、災害弱者緊急通報装置の設置事業を、生活支援では、ショートステイ、ホームヘルプサービス、除雪サービス、高齢者等健やか住宅改造費助成事業を、交通支援として高齢者ハイヤー利用サービス業務、路線バス高齢者利用支援業務など、さまざまな支援サービスを提供しています。また、町民が元気で自立した生活をしていくための「健康寿命の延伸」に向けた介護予防と健康づくりを強化するため、健康診断の推進による疾病の早期発見や重症化を予防するための保健指導、フレイル予防のための「いきいき百歳体操」への支援、生活機能の維持向上を目的とした筋活クラブ、老人クラブや自主活動組織等への健康教育の取り組みを実施するなど、高齢者が健康で安心して住み慣れた場所で暮らし続けていけるよう、各種支援サービスや保健事業等の充実に努めるなど、高齢者が住み続けたいと思えるまちづくりを推進しています。

2点目に「比較的お元気なお年寄りの生きがいづくりへの新しい施策は」とのお尋ねがございました。

人生100年時代と言われるようになり、高齢者の生きがいづくりは、老後の時間をどう過ごすかということにつながります。

60歳代、70歳代は、現役で仕事をされていたり、地域活動などの役割をもち、個人で運動や文化的な趣味や学習活動などに取り組まれている方も多く社会参加されています。

生きがいは個人によって感じ方に違いがあると思いますが、社会参加は人との交流を通じて楽しみをもたらしてくれます。

町では、若がえり学級など的高齢者の学習の場の提供やシニア世代を対象としたスポーツセンターでの運動教室など健康づくりや介護予防の取り組みなど活動の機会の提供に努めておりますが、今後の高齢化の進展に伴い、特に元気な高齢者には、豊富な知識や経験を生かし、地域のボランティア活動等への積極的な参加や地域社会での支え手になっていただけることが期待されます。

高齢者が地域で孤立せず、自分にあった活動を続けていけるよう、地域とも連携するなど、環境づくりに努めてまいりたいと思います。

3点目に「介護を必要とする方々や家庭の現状と課題は」とのお尋ねがありました。

本町の介護保険被保険者数は11月末現在で1,859人で、そのうち要支援1・2の方が89人、要介護1から5の方が234人で、介護認定者数は323名、認定率は17.4%となります。そのうち認知症のある方は、軽度の認知症状がある方を含めると介護認定者の6割から7割の方に日常生活に支障をきたすような症状や行動、意思疎通の困難さが見られ、誰かの見守りが必要な状態という状況であります。

第8期介護保険事業計画策定時に行った「在宅介護実態調査」では、要介護認定を受けている方の主な介護者は「子」が46.7%、「子の配偶者」が18.9%、配偶者が25.6%でした。年代別にみると認定を受けている方の高齢化に伴い、主介護者の年齢も70代以上が約3割、60代が約4割とシニア世代となっています。

今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、高齢化の進展に伴って認知症高齢者数もさらに増加していくと言われております。

認知症の高齢者を介護しているご家族は、認知症状への対応だけでなく、高齢者をおいて家を離れられず、ひとりで悩みを抱え込むことが多く見られます。また、介護状態になった場合、ご家族は在宅か施設介護のどちらかを選択しなくてはならず、在宅に戻ってきた場合には、介護の方法を学ぶ機会がないため、介護方法が分からないといった現状があります。

病気や加齢に伴う身体機能の低下など避けられないこともありますが、予防活動を含め、早期に相談につながり、その方の心身の状況に応じて必要な医療や介護が受けられ、福祉サービス、ボランティアなどのさまざまな支援を受けて住み続けられるよう対策に努めてまいります。

4点目に「ボランティアの育成と積極的な活動支援は」とのお尋ねがございました。

本町においては、社会福祉協議会がボランティアセンターを運営し、ボランティアの募集や派遣の調整、情報提供、ボランティア活動団体への支援を行っております。

令和4年11月末現在、社会福祉協議会のボランティアセンターの登録者は、個人が3

7名、団体が2団体です。ふれあいサロンなどの活動の場や活動の相談等に対応しております。

また、町では、高齢者の生活支援サービスの体制整備に向け、生活支援体制整備事業として、平成29年度に地域のつながりや高齢者の日常生活の困りごとなどのニーズを把握するために協議体を設置しております。

平成30年度には、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを委託し、地域での支え合いを推進するために、老人クラブやサロンでの聞き取り、モデル地域へのアンケート調査などを行いながら地域の課題についての検討を進めているところです。

これからのまちづくりには、高齢者福祉の取り組みに加えて、地域の皆さんの支え合いが必要と思います。今後も引き続き、社会福祉協議会と町の課題を共有しながら体制整備に取り組んでいきます。

5点目に「町内老人福祉施設の運営の課題と支援の計画は」とのお尋ねがございました。

訓子府福祉会が運営している特別養護老人ホーム静寿園のお尋ねかと思えます。

静寿園は、平成2年4月の開設以来、安定運営を続けていましたが、介護報酬の引き下げによって事業収入が経費を下回る年度が続き、積立金を充当することで不足分を補ってききましたが、その積立金もなくなる見込みとなったことから、令和2年度から運営支援をしているところです。

経営再建に向け、経営コンサルタントからのアドバイスを基に職員が一つになって業務の効率化、事務事業費の削減など経営改善に取り組んでいるものの、介護報酬の引き下げによる事業収入の減少が大きく経営を圧迫、また入所者等に影響が生じないよう安定したサービスを提供していくための人材の確保が課題となっています。

支援については、令和2年度から人件費分として2千万円を補助していますが、介護用ベッドの更新やコロナ禍における原油価格・物価高騰などの要因もあり、ここ数年のうちに積立金が枯渇する状況にあるとの説明があったことから、令和5年度中に支援内容等について施設側と協議してまいりたいと考えております。

6点目に「お年寄りの住環境を改善する新しい施策は」とのお尋ねがございました。

現在、要介護認定を受けている人が自宅で安全な生活を送るために手すりの設置や段差を解消するなど、身体状況に応じた住宅改修を行う場合、要介護区分に関係なく上限20万円まで介護保険の保険給付費から改修費が支給されています。また、町では、高齢者が日常生活において介護を要するおおむね65歳以上の高齢者のいる世帯にも、介護保険制度で定められた適用範囲内で住宅改修にかかる経費の半額18万円を上限に助成する制度があります。他に町民が住宅をリフォームする場合には商工会が実施している住環境リフォーム促進事業といった助成事業がありますが、少子高齢化が進んでいる今日、独居や高齢夫婦世帯の中には持ち家の老朽化が著しい状況にあっても、さまざまな事情等により改修できない方もいると思いますので、高齢者のニーズも踏まえ、関係課とも連携しながら支援策を検討していく必要があると考えています。

7点目に「お年寄りの不安解消や生活全般の支援にあたる専門部署を設置する考えは」とのお尋ねがございました。

お年寄りの不安解消や生活全般の支援については、多様なニーズがあり、課や係を横断したケース等があることも承知しておりますが、職員数にも限りがございますので、今後

も福祉保健課を中心に課・係間の連携を密にしながら対応してまいりたいと考えており、現状、専門部署を設置する考え方はございませんのでご理解を賜りたいと思います。

以上、お尋ねのありました7点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 丁寧な答弁ありがとうございます。今回、特に、項目が多いんで、再質問にあたりましては、要点を絞ってお聞きしていきたいと思いますので、簡潔な答弁にご配慮いただければ大変ありがたく思います。

1点目の現状認識をお聞きしました。さまざまな事業が展開されております。あらためて再確認したところではありますが、実感としては、なかなか安心して住めるまちというところには、まだまだ道の途上だと私は考えております。

2点目の比較のお元気なお年寄りの生きがいがづくりに続きたいと思いますけども、これほど高齢化が進んできますとお年寄りの比率も非常に高まっております。町民に平等に必要な施策を検討するとき、長年、まちづくりにご苦労いただいたお年寄りに敬意を表しつつ人生の最終期を応援し、さらに支える高齢者対策をさらに充実すべきだと感じております。近年は先ほど例示されましたような代表的なタクシー利用助成だとか健康増進の福祉保健課でのさまざまな諸活動、効果のあるいい事業もありますけども、私が考えるには、生きがいがづくりで、お年寄り自身も進んで自ら生きがいを学び合う必要もあるんでないか。最近、歳を取った自分が思うようになりました。行政はそのお手伝いをするという位置付けでいいんでないかなと思います。時代の要請に沿って進めなければならないことはもちろんであります。お年寄り自身が認知症予防や介護の内容、健康保持、楽しい趣味の世界を見つける新しい気付きや正しい学びが今、非常に求められているのではないかと思いますので、それが少しでも前進すれば人生の豊かな最終期をみんなが生きることができるようではないかと私は思うようになりました。行政が指導しつつも主催者や企画から町民やグループ、社会福祉協議会、老連などが参画したまちぐるみでの気付きや学びの事業をぜひやっていただきたいなと思います。あるいは、新しいものばかりではなくて、若がえり学級のプログラムの中に私が今、述べたような改修を考えられないでしょうか。短くて結構ですがお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 若がえり学級のご質問だったんで、私から若がえり学級の件についてはお答えしたいと思いますけど、議員ご存じのように若がえり学級は会員自らが自主運営している組織ですので、それぞれの会員さんの方から要望あった、そういうことを企画しながら企画会議みたいなのを設けながらやっているというところでございますので、それらのことを含めて、例えば若がえり学級の中にほかの、例えば組織なんかも入れながらというところは、ちょっと今後その辺のところはどうなるか分かりませんが、違う観点から含めた中で、そういうことも必要性があるのであれば、教育委員会としては、それらのことに支援してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 福祉保健課の部分で言いますと先ほど答弁でも申しましたように、今、議員がおっしゃったように全体でのそういった取り組みという部分はござ

いませんけども、老人クラブですとか、個々の個別の集団で保健師が出向いて健康指導、活動等をやっております。それで、今、スポーツセンターとも連携しながら健康づくりに向けた活動もしているところですので、先ほど教育長が言ったような部分でこれから研究等させていただければというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） なかなかお年寄りの自主性、もちろん大事なことで、それがなかったら大変なことなんですけど、やっぱり気付きということについては、お助けをするということは行政の仕事だと思います。それで7番目にまた詳しく聞きますけども、このようにやっぱり部署が違うわけですね。だから、スムーズに、しかも私の今言った提案は町民や町民グループ、社会福祉協議会、老連などが、それこそ自主的に参加する仕組みづくりの中で幅広くまちぐるみでということをやっていますので、前進しつつあるという認識もしましたけども、一層ご検討いただきたいなと思います。

一つのことにとこだわってたら時間なくなっちゃうんで、次のことを聞きます。

地域の枠を超えてですね、日常生活をとおして地域を超えて気軽にお年寄りが集い交流ができ、先ほど言った気付きや学びもできるというような、仕組みを何とかできないのかと思っております。老人クラブの単位会の活動ではもう限度があることがはっきり私はしていると思います。そこで老人クラブは老人クラブでいいんですよ、活動はしていただく。そのように用意された枠に、決まった活動だけではなくですね、気軽に自由に集って茶飲み話をしながら、何て言うんですかね、打ち解けて心を開いて過ごせる豊かな時間というか安心できる時間というのが一方では必要だと思うんですよね、学びのほかにも。それで、そのようなハードの場、施設ですね。そこを使い展開する、先ほど言ったこと、また、気軽に交わるようなソフト的なこと。このようなことは考えられないんでしょうかね。施設を建てれば建てればという意味ではありませんけども、ひょっとしたら空きスペースも活用の可能性があるかもしれません。私は具体的に絵を描いているわけではありませんからね。そういうふうになったらいいなという思いで質問をしております。先ほど図書館の話がちょっと出ました。図書館の話に触れるとちょっと長くなっちゃうんで本当はしたくないんですけども、図書館が課題だとしたら、図書館を多機能なものにして、その中にお年寄りが気楽に集えるスペース、世代を超えて集えるスペースということもあるかもしれません。そのような、どうなんでしょう、新しいか再活用は別として、場と集いのソフトの事業、あるようでないと思いますがいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 今のご質問、集いの場というところでは、今、高齢者の皆さんが集える場というのは、各地域でやっている百歳体操だったりとか、町内会単位で行っているふれあいの交流会の場であったりとか、あと町でやっている協議体とか、そういうところにもお元気な高齢者の方も集まっています。そういう場所がなくて集まれないのかどうかというのは、なかなか把握は難しいかとは思いますが、現状、今、集いに来られている方のところには、いろんな介護予防とか含めて高齢者が楽しみながら活動できるような支援ということで社会福祉協議会とも協力しながら生活支援コーディネーターの方が定期的に入りながら、いろんな情報を提供したりとか、そういう活動はしていますので、そういうところを積み重ねていきながら、今後はそういう活動できる場

を多く住民の方々からも自主的にそういう場を作りたいというところをご支援できたらよいかと考えます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 一定の基本的なことは、されていることも私は知っているんですけども、私は今あえて言っているのは、それらをもう少し幅を広げて地域や何かの垣根を越えて、何て言うんでしょうね、システムのというか、そういう一つの方向性を持ってですね、やったらいいんでないか。基本はあるようですから、今も積み重ねてという答弁ありましたから、ぜひとも広げてほしいと思います。やはりねお年寄りというの、どうしてもこう孤立というか、なかなか交わるの難しいですよ正直言って。体力もないし、足もなかなか不自由だし。だから、やっぱり何かやると自主的に自主的にとばかり言っていると狭い世界になってしまいますんで、私はそこを取り払う努力をしてほしいということですので、今後ご検討いただけるということですので、よろしくをお願いします。

ちょっと身近なことでありますが、議会のこの案内のチラシ、議会が新聞に折り込んだチラシを見られてですね、何人かの方がおいでになったり電話で私のところにご意見を寄せられました。小さなことなのかもしれませんが、ご紹介を兼ねて短い答弁をいただければありがたい。

スポーツセンターのですね、ジム系の健康機器がたくさんありますよね、もう用意されて素晴らしいと思います。女性のインストラクターが配置されて、最近では毎日でないのかな。最初、教えてもらったときには、その操作がよく分かったつもりなだけけども、二度目、三度目っていったら、お年寄りのことですからね、ちょっと頭に残ってなくて、ちょっと大変だったというような話がありましたんでね。私、簡単なことでないかと思うんですよ、その機器のところ、ちょっとした説明のチラシを置いておくとか、看板をちょっと立てておくとかということでもいいんでないかと思いますけども、そういう簡単なことからまずお年寄りが住みやすいまちづくりは始まるんでないかなと思いますんで、ちょっとお聞きしたいのが一つ。

二つ目は、胆振東部地震のときに大停電ありましたよね。穂波、私ども住んでいる穂波は二日半復旧までかかったんですよ電気がね。そのときにお年寄りはロウソクをつけたはずですよ。うちもそうでした。非常に危険だし、暗い中での自由にならない体の中でやってたんでないかと想像します。置戸の町では、すごいレベルが高くて、多分これは地球にやさしいという狙いからでしょうけども、充電器とかバッテリーの家庭への配備にマックス20万円の補助があるそうです。うちの町でそこまですぐできるかどうかは別として、もう少しお年寄りが安心、一番嫌ですよ真っ暗なときが。安心して過ごせるためには電池式のLEDのランタン、すごく安く売ってますよね。ここからは僕の考えなんですけども、そのような軽便な安いランタンのようなものをお年寄り世帯だけです、お年寄り世帯だけに配備とか配布することはできないのかなと思います。

この二つとも実際のお年寄りから届いた声であります。いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） ただいま、スポーツセンターのトレーニング機器の取り扱いの関係でのご質問でした。

現在、スポーツセンターのトレーニング室は、非常に町民、また町外の方も含めてたく

さんの利用をいただいています。また、議員おっしゃるとおりインストラクターの先生による指導といたしますが、非常に人気をばくしておきまして、そのレッスンを通じてスポーツセンターに通うようになる。また、スポーツや健康づくりを始めるようなきっかけになったという話もお聞きしております。今、ご指摘のありましたトレーニング機器のことでございます。トレーニング機器、数々ございますが、その取り扱いにつきましては、最初インストラクターや職員の説明を行っております。その後、確かに表示は行っております。ですが、その説明不足といたしますか、そこが伝わりにくい表現、言葉づかいというものもあったかと思えます。ですので、ちょっとそれらを施設側でも点検をしまして、誰にでも伝わりやすいような表現に配慮するよう努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 今、停電の際に備えたランタンを高齢者の方にお配りしたらどうだということで、ちょっと防災とも絡んできますので、私の方からお答えします。

以前にもお年寄りの方にランタンの方ですね、福祉サイドの方で民生委員さんの間でそういったことを協議したことがあったようなんですけども、ちょっと電池の今度、交換だとか、そういういろいろ難しくなってくるんじゃないかというようなことで、何かちょっと取り止めたこともあったようです。だから、協議は過去にはしてことはあるということでございます。また、防災の点で言いますと、その点については、ランタンだけがいいのか、ほかにも何かあるのか、そういったことも含めてですね、今後検討させてもらいたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 二つともご検討いただくということですから、ぜひ、お年寄りにやさしい視点でご検討いただきたいと思えます。

三つ目の介護を必要とする方々や家庭の関係でございます。

近年、長寿化に伴いまして、非常に急増しております認知症とか介護の関係ですが、隣に住んでいた義母が突然の骨折を境にわが家は重い介護の問題に直面した経験を持っております。義母は2年以上、北見市内の特養にお世話になって、昨年他界しました。この間、貴重な経験をとおして痛感させられたことがございます。包括支援センターのご指導をはじめ、医師の診断。医師の診断は比較的后段ですけども、民間在宅介護サービスの活用、介護保険のメニュー豊富な使い方、そして介護、在宅では難しいということで介護施設探しと。ある程度知ってたはずの私も非常に厳しい経験をいたしました。介護に直面する前にですね、少しでも仕組みや何をしなきゃならないのか、すべきなのか。ある程度知っておくことの大切さであります。予防も含め、少しでも労苦をやわらげ、質のいい介護につなげるためにも、今されていることは、ある程度知っているんですよ。知ってますけども、もう少し、町民に積極的に行政は呼びかけ、誘い合って、介護制度と介護法などの学びをですね、しっかりとしたルールに乗せていただけないかなと思っているんですよ。みんな起きてあわててますから。そして知っていても、知ってて今勉強している人も確かにいますけども、非常に小さなまだ輪だと思いますので、今以上に積極的に展開していただいて、町民の皆さんが苦しみを少しでも軽減できる方策をさらに検討し実施していただけないでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 介護の問題というのは、意外とこれから私たち、自分たちの問題でもあると思います。それに突然介護をしなきゃならない状況に陥ることが、やはりたびたびというか、それがほとんどかと思います。そんなときに答弁も回答させていただいたんですけども、やはり在宅でみれるのかとか、施設を選ばなきゃいけないのかというところをまず家族は選択しなきゃいけないということと在宅でみるにしても短い期間でいろんなものを準備しなきゃいけないとか、決めなきゃいけないということを考えるとやはり元気なときから自分の家族、自分の問題として考えられる機会があることが大事だと思います。今、介護教室とか実際に静寿園の介護士さんの指導を受けながらとか、そういう教室もやってはいるんですけども、なかなかちょっと感心は皆さん低いかもしれないんですけど、介護保険ってどういうものかとか、そういう学習する機会を今後どういう形がいいのかとか、いろんな集いの場とか、人が集まるところで、そういうようなお話もできたらよいかと思います。非常に大切なというか大きな課題だと思います。このことはやっぱり、今、認定率が17%とかなんですけども、これから高齢化によって、そういう介護される方も増えてくると思いますので、介護保険が破綻しないようにというか早めに予防を含めて、そういうことを検討していきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） さすがに専門家なだけあって、現状認識もしなきゃならないこともちゃんと認識されているので安心しましたけども、今、行われていることをさらに徹底してもらおうと。いきなりね、一堂に会してお勉強会やりましょうと言ったって、それはなかなか無理なんで、今もされてますけども、引き続き、繰り返し、紙の情報なり、場合によっては、ホームページだとか、やがてはSNSを使うんでないかと僕は思ってます。期待してますけども、いろんな媒体を使って繰り返しやることと、やっぱり直接町民の輪を広げるという今の路線をさらに先に進めていただくように今日はお願いして、この部分は終わりたいと思います。方向性は、お互い考えていることは間違っていないと思います。

ボランティアの関係ですけども、先ほど答弁にもありましたように、うちの社会福祉協議会はなかなかのモンです。ここ近年、グッと、ボランティアだけではないんですけども、社会福祉協議会の活動は質も量も増えているなと思っております。その延長線というか、その一翼というか、中でボランティアに対する指導も非常に積極的にいただいているのかなと思います。ただ、皆さんご存じのようにボランティア活動そのものが高齢化してしまっていて、介護のところに使われる、あまり僕は口にしたくない単語ありますよね、そういう状態になっているんですね、ボランティアの世界もね。だから、このボランティアを増やす必要があるんだけど、その前にボランティアの必要性の認識から始まらなきゃならないと思います。誰もが年を取ります。私もまさか70になると思ってませんでした正直言ってます。もう70なんです。今ここに立っている私は。気持ちは60ですけども。非常に歳取るの早い。そして気付いたら靴はくときよろめく自分に自分を認識しているんですね最近。あれって感じ。だからボランティアが大切だということをもう少し下の世代というか若い世代に学んでいただくところからなかなか始めなきゃならないって苦しさはあると思いますけども、全国の先進事例はもういちいち言う必要はなくご存じだと思いますけども、それを参考にしながらボランティアのPRやボランティア育成のシステム、もうひと踏ん

張り町は社会福祉協議会と連携して、ひよっとしたら資金的な支援も増やしながら行っていただきたいと切に願っているんですよね。これね、一朝一夕に育ちませんからねボランティアは。だからせひとも行政のお力添えで町民を巻き込みながら、町民の皆さんを引っ張りながらというんでしょうかね、積極的なボランティア対策を強化すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 今ありました本当にボランティアの担い手不足というのは、ずっとありまして、なかなかボランティアをしてくれる方というのは、地域にもいらっしゃるかと思うし、これから元気な高齢者の方々が自らのそういう介護予防ということにつながるというところでは、そういう方々のご協力もあると非常に心強いなとは思いますが、今、生活支援サポーター養成講座を社会福祉協議会の方でやっています、介護保険サービスでは、なかなか受けられない、ちょっとしたお手伝いというのか、ごみ捨てとか電球の交換とか窓ふきとか、何かそういうお年寄りの困ったところに行く生活支援サポーターというのを社会福祉協議会と福祉保健課で連携してやって、今、40人ぐらい、そのサポーターさんがいます。その事業自体も、ここ数年始まったばかりなので、そういうことも継続して若い人にも広げていきたいとは考えております。ただ、なかなか若い人が参加できる機会というのが、どういうふうに働きかけていったらよいかというのがうちの課題でもありますので、皆さんのご意見を聞きながら社会福祉協議会と進めていきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） サポーターが40人に増えたのかな。最初もう少し少なかったと思いますけども、一定の活動をされています。そのサポーターの皆さんがボランティアにリンクしてくれれば非常にありがたいと思いますね。学習から実践へということ。ちょっと口幅たいですけども、そういうことがひとつ目指してもらいたいというのを今ふと、今この場で思いました。それでそのような心温かい方々がもう活動始めているということを受けてですね、私が思うには、地域でのですね、お年寄りの見守り、ちょっとしたお手伝い、今もう例示されました。実践はね非常に大事だと思うんですよね。ここからのスタートかなと私も思っています。私の住む近所にもですね、独居のもう90歳にならんとする独居の方、何人かいますけども、毎朝カーテンの開け閉めを見たりですね、わざわざ見るんですよ、こうやって自分の家から。電灯が夕方つくことを確認したり、ちょっと気になることがあったら訪問してお声がけをしたりという実践をされている方をもう複数、私は知っているんですよね。ああ素晴らしいなって。こういう少しの思いやりと少しの労力がまちなかに広がれば、ボランティア、ボランティアって専門用語を言わなくても、必要なんですけども、裾野が広がって非常に心温まるまちづくり、町に私はつながると思うんですよ。それで今、答弁にもあったけど、なかなか若い人は忙しいしね、子育てとか仕事で。なかなかそう他の世代のことを気にする余裕はないというのも事実だと思います。ふと思うのは、そういう個人、個人でも実践されている温かい方々の運動に加えて、やっぱり町内会、実践会にですね、防火査察員さんや健康増進員さんとかあっておいてますけども、それはお一人ずつですけども、このような見守りの場合は実践会、町内会に1人なんてことにはなりませんから、班なのか、ちょっとそこまでは私分かりませんが、もう少し

小さな単位で、役員という成り手のない中で大変なんで、持ち回りというか、当番制で
というか、そこで声かけあいながらコミュニティが生まれるかもしれませんしね、そうい
ったちょっとしたところからスタートする運動をですね、やはり町が上から言ってもどう
もならないんで、社協だとか町内会や実践会だとか老連だとか、そしてそのサポーターだ
とか、いろんな力を少しずつ頂戴してね、運動として広めるということをぜひやってほし
いなと思うんですよね。これがやがてボランティアにつながれば御の字だし、つながらな
いとしてもほんわかあったかいまちになると私はちょっと理想論者のところもありますか
ら思うんですけども、こういう方向性はどうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 実際にも民生委員さんとか、そのもとにいるふれあ
い推進委員さんとか地域にはそういう方もいらっしゃるんですけども、やはり日々の見守
りということではご近所のお付き合いとか、そういう中からやはり何かちょっと
電気がついてないとか、カーテンが開いてないとか、そういうちょっとした何か組織を作
るということだけでなく、そういう近所付き合いがずっと続いていけば、そういうことも
見守りになるのかなとは思ったりもします。ただ、入れ替わりの多い町内会だとか地区も
出てくると思いますので、そういうことはそういう町内会でもそういうような見守りが必
要なんだというか、そういうのが大切だねということを検討していただけるような機会が
あるとよいとは思いますが、なかなか近所付き合いがないとか、そういう孤立した
方への体制というところでは、また今後検討していかなきやいけないかなとは思いますが。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） これ住民活動というかコミュニティの話がかなり重いんでね、
保健師さんも答弁するの大変だと思いますよね、正直言って。坂井課長かなと思ってたん
だけど答弁がないようですから、今日は我慢しておきますけども、いずれにしてもですね、
期待では駄目なんです。期待はもちろんして、私も質問しているんですけど。やはりこ
ういうまちを作りたいという像というかイメージを決めてですね、決めるのは役場だけだ
という意味じゃないですからね、何度も言っていますけど。住民とか社協とか一緒になっ
てそろそろ見守りだよ、そろそろボランティアだよ、というような運動をしませんかと
いうことですからまずは。ぜひとも、方向性は間違っていないんだわ何回も言うように。
一歩踏み出すかということが今、求められているということを強調しておきたい。

それとスタート時にですね、地域の差があってもしょうないんですよ。その見守りの内
容というんですか。地域とか班で差があってもしょうない。これ当たり前で差ができて
もね。まずはこういう広く活動をするような町にしていきませんかという、そういうまず
きっかけづくりを行政がやってほしいなと思います。お話をちょっと方向性は間違っ
てないんで、今日は深く進化させることはできませんので、この程度にして、お願いだけをし
ておきたいと思います。

次の5番目の町長がいみじくも答弁の中で静寿園のことですと言ったんですけど、その
とおりなんです。静寿園のこと。町内老人福祉施設とは静寿園のことです。この施
設はですね、実は私が担当だったんですけど役場にいたとき。非常にガキでしたけども。静
寿園の建設、開設を町が主導的に行い、当時の町長が佐藤町長でしたけども、主導的に行
い、理事長選任まで町が主導してました。私も何度か言ったことがありますけど、いわゆ

る静寿園は、町立に準じた町民の大事な大事な福祉施設なんですよね。それをご理解をいただいで近年は2千万円の人件費への補助を町長はされていると理解しております。それでこの施設がもう40年以上たつよね確か。建物、施設の老朽化が進んでおりますけども、やがて想定されるであろう大規模改修、建て替えなどの際、町は町民介護の砦を無条件で全面支援すると断言しますか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） ただいま、議員のご質問で今後、静寿園の老朽化が進んでおり、一応、予定では、11年後ぐらいに耐用年数も切れるという部分で、そういった場合、全面改修ですとか改築の部分、建った際に全面的に助成するののかというご質問でしたけども、一応、答弁にも述べさせてもらっておりますけども、本当に静寿園の方からですね、今後、施設備品の更新ですとか、今回のコロナ禍によって、だいぶ施設入居者の方もコロナに感染しまして、施設から病院へとかという部分で結構厳しい状況が続いているというのが実情でございます。その部分につきまして答弁で申し上げましたように、次年度以降、施設側とも十分協議、その辺の部分は協議してまいりたいと思いますし、あと補助の部分につきましてはですね、社会福祉法人の補助金交付要綱という部分がありまして、福祉会の部分で言いますと、一応、施設の新築、改築、増築ですか、そういった部分については、補助率10分の10以内という部分のこちらの要綱に沿って対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 知って聞いていますんですけども、10分の10以内ということは、マックス全額ということも否定していないということでもありますから、限りなく全額に近いことを今日の段階で求めておきたいなと思います。

それと2千万円の定額補助してますよね近年ね。最近、今、課長いみじくも言われたようにコロナ禍での職員体制の維持等々からいっても非常に運営にご苦労されていると思います。そして、国からの措置もどんどこんどこ減ってくる一方でありますからね。国がいくら在宅介護中心で介護保険使ってくれと強調したって、全てがそれで賄えるわけでもありませんのでね、この施設を守り抜くという、当面守り抜く、当面というのは、建て替えまでいかないまでもという意味です。2千万円の補助を増額する気はありませんか。してほしいという意味で聞いています。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 確か8月ですか、静寿園の方から新年度予算に向けての補助金要望書という部分が上がってきてございます。その際には2,400万円ほどのぶぶんで上がってきております。町としてはですね、一応この補助割合ですけども、人件費の10割程度という部分で答弁させていただいておりますけども、今、実際、令和2年度にコンサルトが入りまして、経営改善に向けて、今、職員一丸となって鋭意努力をしている最中でございます。向こうの要請は2,400万ですけども、せっかく今そういった部分で職員自ら立ち上がって改善に向けて努力しているという部分もあって、町としては、補填分を青天井にという部分ではないかもしれないですけども、そういった部分で、言われるままに補助をするというのは、いかななものかという部分もありまして、一応、5年度につきましても2千万円でということで、それ以降については、先ほど答弁したように

5年度にあらためて補助内容含めてですね、ちょっと協議をさせていただきたいということで考えてございます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 5年度は現行のままということでありまして、静寿園もですね、そんな甘い考えで2,400万円を示したわけでは私はないと思いますよ。そして青天井なんて言葉もありましたけども、青天井の補助なんていうことは、ちょっとなかなか難しいかと思っておりますけども、いずれにしても5年度はよく経営状態を見切って、見ていただいて6年度以降の前向きに対応を求めておきたいと思っております。

6点目、お年寄りの住環境の関係であります。

近年、お年寄りを召されて町を離れる方がかなりいらっしゃいます。医療をはじめ、孤独の関係や越冬の難しさ、購買関係、そして安心安全な生活支援の不足を感じているのかな、お年寄りにはなかなか安心して町に住み続けにくいからと直接、話を聞いた人もいます。毎朝、わが家ではですね、北見からの通勤者の車列を窓から見えるんですよ、結構なものですよ車列。ああうちの町にそんな大きな職場があったのかと再認識させられるような感じもします。若い世代が住む環境と宅地造成や住宅が不足しているという面もあるんだなと思っております。以前に町長には否定されましたけども、生活、住環境に困っている老若の二つの世代をつなぐ住宅政策は私はやはりあるんでないかなと思うんですよ。入居条件やソフトの助成をあわせて整備するとか考えれば、効果として、軽い見守りや、さっき触れた見守りや、駐車場や玄関口の除雪等を兼ねた越冬の一定の悩みをクリアできるんじゃないかなと。まだまだ効果はあるんですけども、時間がありません。それで世代共住の効果、これ私が勝手に言っているんですけど、世代共に住む。世代共住の効果が出る両得な住宅政策が私はできると思うんですよ。考え方は違ったらしないんでしょうけども、あらためてお聞きしたいと思っております。広い効果。両得というよりも広い効果が期待できる老若共住共生住宅、共に住み、共に生きる施策は効果は見い出せませんか。お願いします。

○議長（須河 徹君） 建設課業務監。

○建設課業務監（河端 健君） お年寄りから若者まで共同生活といいますか、交流しながら暮らせる住宅ということで、建設課において、令和元年度にコミュニティ団地整備の需要調査というものを実施しました。それでその対象者としては、町内在住の高齢者の皆さん全員にアンケートを配布して3割超の返答がありまして、その中では、いろいろ話は聞いたんですけども、高齢者住宅に住みたいかといったことも聞きましたけれども、住み替えよりも、何て言うか、今の家に元気なうちは長く住みたいという方が大半で出しておりまして、やっぱりそのとおりのかなと思います。あと若い人に関しては、町内に勤務する事業所に勤務されている方に聞き取ったんですけども、その中でコミュニティ団地、若者、お年寄りが交流しながら暮らせる住宅について、その構想自体はどう思いますかということでは、大半の方々が構想自体は非常に素晴らしいといった回答がありました。しかしながら、若い世代の交流に関する意識といいますか、その回答ですと、若くなるにしたがってコミュニティの活動に対して消極的だといった結果が出ておりました、なかなか共同して雪かきとか、挨拶してとか、そういうのをわずらわしく思っている方が多いというのは事実でありまして、そういったところの解消というのも非常に大きな課題であると認識しております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 住環境というのはですね、住めば都という言葉もありますように、慣れが結構重視されることは事実なんです。ところが一方で食わず嫌いということもあるんですよ。これ本当なんです。私の親族が、はじめ迷ったけど、やっぱり住んで良かったなという例もありますからね、それだけで結論を出さないでご検討いただきたい。

それと、もう時間ありませんけども、お年寄り専門の部署の関係ですけども、それぞれの連携でってありましたけども、先ほどの答弁でも連携すればうまくいくんでしょうけども連携の大切さも一方ではありますからね。子ども未来課を作って子どもには力入れたわけですよ町は。圧倒的に人口多いお年寄りに一本化した窓口というか担当課を作るべきだと僕は思いますよ。作ったらね、町長はすごい評価受けると思う。だけどさっきの表明もありましたから、ちょっと私の考えはすぼんでしまいましたけど、どうですか町長の考え方からいったら絶対いいと思うんだけどね。お年寄り支援室か支援課、どうですか。

○議長（須河 徹君） 町長。

あと35秒です。

○町長（菊池一春君） 山田議員の提案は、もう本当に身に迫るような中身が伴っておりますので、これは私も高齢世代ですので、あらためてこれを受けながら今後のまちづくりに参考にしていくべきではないのかなというふうに思います。高齢者をひとつにした全国的にもそういう課を持っているところはありますけども、やっぱり慎重に対応しながら次期の町政を担う人に委ねていきたいというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 3番、山田日出夫君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしく願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時23分